

トピックス

2021年度薬事功労者厚生労働大臣表彰について

厚生労働省の動向

厚生労働省に2件の要望書を提出

協会活動

- ・ドラッグストア業界研究レポート報告会 開催報告
- ・城西大学コミュニティーファーマシーインターンシップ 実施報告
- ・富山県食品ロス削減等推進県民会議
- ・薬局におけるPCR等検査（抗原検査含む）無料化に関する説明会
- ・埼玉県支部と埼玉県で災害時物資協定を締結
- ・10月 月次活動報告
- ・議事録

2021年度 登録販売者試験情報

協会からのお知らせ

- ・第22回JAPANドラッグストアショー 開催のお知らせ
- ・「健康サポート薬局研修」ご案内
- ・「健康相談対応術研修」ご案内
- ・薬剤師賠償責任保険
- ・「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省 他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせることに

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

11月1日の東京都の新型コロナウイルスの感染者は、一桁9名でした。ハロウインの日曜日31日は22名。新型コロナウイルスの感染は下火となったと思われませんが、会員企業の皆様には予防体制の継続をお願いします。ぜひ、このまま終息してほしいと願います。

第49回衆議院議員選挙は、10月31日に投開票でした。JACDS と政治連盟で推薦決定者として案内をさせていただいた立候補者は小選挙区で26名。ヘルスケア議員懇話会(自民党)とドラッグストア振興議員懇話会(公明党)のメンバーが中心でした。結果、21名が当選しました。特に、衆議院議員へのくらし替えを行なった林 芳正氏は10万票近くを獲得し、見事に当選を果たし念願の衆議院議員となりました。ヘルスケア議員懇話会の会長として、これからもドラッグストア業界の良き理解者として、政策面で力添えをお願いしたいと思います。

●トピックス

- ・2021年度薬事功労者厚生労働大臣表彰について

●厚生労働省の動向 連載その16

- ・厚生労働省に2件の要望書を提出

●協会活動

- ・ドラッグストア業界研究レポート報告会 開催報告
- ・城西大学コミュニティーファーマシーインターンシップ 実施報告
- ・富山県食品ロス削減等推進県民会議
- ・薬局におけるPCR等検査(抗原検査含む)無料化に関する説明会
- ・埼玉県支部と埼玉県で災害時物資協定を締結
- ・10月度月次活動報告
- ・議事録

●2021年度登録販売者試験情報

●協会からのお知らせ

- 第22回JAPANドラッグストアショー 開催のお知らせ
- 健康サポート薬局研修 案内
- 「健康相談対応術研修」ご案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、農林水産省、他

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局日より

令和3年度 薬事功労者厚生労働大臣表彰

2021(令和3)年度の薬事功労者厚生労働大臣表彰が10月6日に発表されました。

この賞は、多年にわたり医薬関係事業の発展向上に貢献し、医薬行政の推進に顕著な功績があった者及び団体を薬と健康の週間(10月17日～10月23日の1週間)に合わせて表彰するものです。今年度のJACDSの受賞者は、池野 隆光会長(ウエルシアホールディングス㈱ 代表取締役会長)と榊原 栄一副会長(スギホールディングス㈱ 代表取締役会長)のお二人です。

例年は厚生労働省の2階講堂で表彰式が開催されますが、昨年に続き本年も新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から表彰式は中止となりました。

公式の表彰式は中止となりましたが、表彰状並びに記念品が協会宛に届きましたので、10月12日の第6回業務執行理事会開催時に表彰状並びに記念品を贈るという内輪の式を開催しました。業務執行理事会の冒頭、衆議院選挙の結果報告に来場された牧原秀樹 衆議院議員より、厚労大臣の代読で表彰状の授与を依頼しました。

今年度で、10年連続の受賞となりました。今後も受賞者を輩出できるよう、ドラッグストアの更なる社会的機能向上を目指し活動してまいります。



理事会での表彰

厚生労働省の動向 連載その16

厚生労働省に2件の要望書を提出

——調剤業務の委受託解禁に反対、登録販売者の外部研修の実践的な充実を——

今回は、本年10月22日に厚生労働省に提出した協会の要望書2件について書くことにします。次のページからの要望書もご覧ください。

■ 他業界からの参入圧力が強まる

ドラッグストア業界にとって規制緩和問題は避けては通れません。もともとドラッグストア業界は、登録販売者による医薬品販売を認めるといふ、一般用医薬品の販売規制の緩和により、今日の大きな発展を実現しましたが、ドラッグストア業界が成長していることもあって、近年では他業界からの参入を狙った規制緩和圧力は年々強まっています。昨年のコンビニ業界からの要望に続き本年になり内閣府の規制改革推進会議は、突如、調剤業務の合理化を求めてきました。

内容は2つあり、調剤業務の委受託を認めることと、現行の処方箋枚数制限（薬剤師1人1日当たり平均40枚）の見直しで、いずれも調剤業務の効率化による対人業務の充実を大義名分にしています。

しかし、この大義名分には無理があります。委受託を認め枚数制限をなくしたからといって、対人業務が充実するとは思われません。むしろ、薬剤師一人当たりの処方件数が大幅に増え、患者一人一人に対し丁寧な対応ができなくなり、かかりつけ機能が損なわれることは明らかです。また、処方箋一枚当たりの調剤報酬が圧縮されることも目に見えています。日本薬剤師会の山本会長は記者会見で、規制改革推進会議に要望を持ち込んだのが医師（関西で薬局を運営するファルメディコ㈱社長の狭間研至）ということもあって、「医者か調剤のことを言うのは筋違いではないか」と不快感を示しましたが、気持ちはよくわかります。

このように考えると、狙いは別のところにあることは明らかです。通常一個人の要望が規制改革推進会議で取り上げられることのないことからすれば、どこかの業界がバックにいることは確実です。いろいろ考えられますが、どうも携帯キャリア3社ではないかといわれています。その思惑は明らかではありませんが、例えば、①患者はスマホを使って薬局に処方箋を送る、②受けとった薬局は広域をカバーする「調剤センター」に処方箋を再送する、③「調剤センター」では24時間稼働で集中的に調剤し（再委任もありえます）薬局に配送する、④最後に患者は薬局で医薬品を受け取り服薬指導を受ける、といったことが構想されているのかもしれません。

■ 厚労省に反対意見書を提出

いずれにしても、薬局というリアル店舗を展開してきたドラッグストア業界にとっては、ビジネスモデルの土台が崩れかねない重大な脅威ですし、そもそも調剤業務がバラバラに行われることで安全管理に問題ないのか疑問です。このため、協会では調剤推進委員会が安全管理上認められないという反対意見をとりまとめ、執行役員会で審議の上、厚生労働省に本年10月22日付けで提出したところです。

今後の展開ですが、この問題は厚生労働省の「薬剤師の養成および資質向上等に関する検討会」において検討することとなっており、協会からは榊原副会長が委員として参加します。榊原副会長には協会の立場から議論に参画していただくこととなります。

なお、規制緩和に対しては、ドラッグストアが薬局として地元で根を張り、患者の信頼を得れば何ら恐れることはないとの意見も協会内にあります。確かにそうかもしれませんが、しかし、米国ではアマゾンを初めとして、リアル店舗を経由しない調剤の比率が年々高まり、低リスク医薬品を中心にかなりのシェアを獲得しているといわれていますので、楽観は禁物です。協会としては他の調剤団体と共に、断固反対していくことにしています。

また要望書では、オンライン服薬指導の恒久化に対しても、厳格な条件が必要なことを要望しています。

■ 登録販売者の外部研修の実践的な充実を要望

もう一つの要望が外部研修の実践的な充実です。来年4月から登録販売者の外部研修の義務化が予定されています。協会ではこのタイミングをとらえ、研修内容を集合研修にふさわしい内容に見直すよう、「声かけのタイミングなどのコミュニケーションに関する講習やグループワーク、グループディスカッションなど、販売現場に即したものを取り入れ、より実践的なものとする」と要望しました。この要望書は10月22日付で厚生労働省に提出しましたが、この他にも日本薬業研修センターなどの研修を実施する団体や企業にも提出する予定です。

なお、要望書は集合研修を前提としていますが、「離島などやむをえない事情のある一部地域におけるオンライン研修を否定するものではない」と明記しています。一部地域のオンライン研修の容認は厚生労働省に要望中で、国は「本当に受講したことが確認できるシステムができれば検討の余地はある」とのスタンスであることも付記しておきます。（文責 中澤）

当面の規制緩和問題／協会の対応と検討の場

事 項		協会の対応	検討の場
調 剤	委受託	反対（2021年10月厚労省に提出）	資質向上検討会 （協会から委員参加）
	処方箋枚数		
	オンライン服薬指導	厳格な条件必要（同上）	厚労省内部
	リモート販売	反対（2020年11月厚労省に提出）	実務レベル検討会 （協会から委員参加）

2021年10月22日

厚生労働省医薬・生活衛生局長
鎌田 光明 様

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
会長 池野 隆光



薬局における調剤業務の安全性確保について

内閣府規制改革推進会議における調剤業務に関する議論に関し、(一社)日本チェーンドラッグストア協会の考えは次のとおりです。

なお、協会では、器機の導入や調剤補助員の活用による調剤業務の効率化、オンライン処方箋の活用や郵・配送による医薬品の提供など患者の利便性の向上に引き続き取り組んでいくことを申し添えます。

1. 調剤業務の委受託について

薬局における薬剤師の業務は、患者の状況や処方箋の疑義などの確認から、医薬品の取揃え・調製、服薬指導・薬歴記載などの薬学的管理・指導、服薬期間中のフォローアップまで相互に関連する一連の行為から成り立っている。委受託の場合、このような調剤業務が別施設、別薬剤師、別管理者の下で行われることになり、薬物治療の有効性・安全性の観点からみて、到底認められない。

また、服薬指導など充実が求められている対人業務へのシフトの充実につながるかどうかも疑問であり、むしろ、患者を前にした一連の行為でなくなることで、患者との関係・信頼が希薄になり、薬剤師として本来必要な服薬指導や地域における医療・介護連携が不十分になることが強く懸念される。

2. 処方箋の1日40枚制限について

処方箋応需から薬歴記載までの一連の調剤業務の現状に鑑みて、薬剤師一人当たり1日40枚を超える処方箋を適切に処理できるとは考えられず、委受託を前提とした現行ルールの見直しは不要である。

3. オンライン服薬指導について

患者の利便に配慮することは当然であるが、現在のデジタル環境の下では、有効性・安全性の確保は困難であり、慎重な判断が必要である。認めるとしても、最低限次の条件を満たす場合に限定すべきである。

- ① 音声だけでなく音声と画像が送受信可能なこと
- ② 初回の服薬指導は対象外とすること
- ③ 一連の調剤業務は同一の薬局で完結すること
- ④ かかりつけの薬剤師による実施を原則とすること
- ⑤ 麻薬、向精神薬等厳格な流通管理が必要な医薬品は対象外とすること

2021年10月22日

厚生労働省 医薬・生活衛生局長
鎌田 光明 様

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
会長 池野 隆光



医薬品登録販売者の外部研修の充実について (要望)

登録販売者は医薬品を消費者に適切に提供する上で極めて重要な役割を担っています。情報伝達のオンライン化が進展する中で、ドラッグストアに勤務する登録販売者には、店舗における対面販売の利点を活かし、消費者に対して正しい情報を的確に提供していくことがこれまで以上に求められています。

一方、資質向上の一環として、外部研修の義務化が来年4月から予定されています。

そこで、協会では、登録販売者委員会（委員長 浦上晃之 ゴダイ（株）代表取締役会長）および法制委員会（委員長 関伸治（株）セキ薬品代表取締役会長）において、登録販売者の資質向上方策について議論を重ねてきました。今般、外部研修の充実に向け、対面販売を強化する観点から、次のとおり取りまとめましたので、要望いたします。

医薬品における対面販売の重要性に鑑み、特段のご配慮をお願いする次第です。

1. 外部研修中の集合研修は現在、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン研修が許容されているが、知識の定着上は本来の集合研修がより有効と考えられることから、新型コロナウイルス感染症の終息後はすみやかにこれまでどおりの集合研修を実施すること。
なお、離島などやむを得ない事情のある一部地域におけるオンライン研修を否定するものではないこと。
2. そのうえで、集合研修の内容については、声掛けのタイミングなどのコミュニケーションに関する演習やグループワーク、グループディスカッションなど、一般用医薬品の販売の現場に即したものを取り入れ、より実践的なものとする。
3. また集合研修においては、患者の顔色の判別などに関する体験学習を盛り込むこと。

ドラッグストア業界研究レポート報告会 開催報告

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会主催の「ドラッグストア業界研究レポート報告会」が11月12日(金)13時00分より都市センターホテル(東京 麹町)3階 コスモスホールで開催されました。

毎年、6月と11月に開催しておりますが、今回は会場を都市センターホテルに移して、オンライン(ライブ配信)と併用したハイブリッドで行いました。

会場での開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、各席に「座席確認票」を配布し所属と氏名をご記入いただきました。閉会後も、1列毎にご退場いただくよう司会が案内し、出口が混雑しない対応をとりました。

また、講師を招聘した「特別講演」は中止し、新たな企画として委員長による委員会報告を行いました。

開会に当たり、池野会長より挨拶がありました。

【挨拶概要】ドラッグストアは成長しています。消費者に対し便利になるための対応を進めれば、成長はまだまだ続くと思います。食品の比率が高まりスーパーマーケットのようになっていますが、お客様にとって一番良いのは、スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、コンビニが成り立つことです。つまり、それぞれの企業、業態が違うアプローチをしないと成長しないと考えます。また、現在各企業が悩んでいることは、SDGsにまつわる様々な環境問題に対する投資です。環境問題をビジネスにどうつなげるか、難しい問題ですがJACDSとして積極的に取り組んでいきたいと考えます。コロナを中心に世の中が大きく変化しています。皆さんと一緒に知恵を絞り、世の中の大きな流れにJACDSがなることを目指してまいります。



池野会長挨拶

今回初めての企画である、委員会活動の報告は、SDGs推進委員会の徳廣委員長に発表していただきました。参加者からは好評で、アンケートにも「取組みの参考になった」とのご意見を多数いただきました。

参加者には「2021年後期 ドラッグストア業界研究レポート」を配布しました。「大変役立つ」と好評です。半年に一度作成しておりますので、ぜひご参加ください。また今回は、発表のスライドのデータも配布しました。

主な報告の内容は次の通りです。

「薬事行政の動向からみるドラッグストアの成長戦略と課題」

「ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向」

「委員会活動報告:SDGs推進委員会」

「ドラッグストア関連市場の動向」

「業界課題とJACDS活動」



徳廣委員長によるSDGs委員会の発表

城西大学コミュニティーファーマシーインターンシップ

薬学部4年生のドラッグストア体験研修報告

2008年から城西大学薬学部4年生(6年制)の学生をドラッグストア店舗で受け入れを行なっています。昨年は新型コロナウイルス感染症により中止しましたが、今年は十分に対策をして受け入れを実施しました。

(1) 今回のインターンシップについて

今期より新設した勤務薬剤師委員会(委員長 関口周吉(株式会社龍生堂本店 代表取締役社長))が担当することになりました。実施にあたり、令和3年6月30日(火)に城西大学坂戸キャンパスで事前講義が行われ、関口委員長が講義されました。ドラッグストア、業界、勤務薬剤師などについて、わかりやすく解説され、参加前にドラッグストアについて理解を深めていただきました。

期間は8月1日(日)から27日(金)(うち5日間)で、28名の学生が参加しました。受け入れドラッグストア企業は7社で、コロナ渦でしたが、予定通りすべての学生が店舗体験を無事に実施することができました。

城西大学では9月15日(水)に振り返り講義を実施、10月13日(水)には企業報告会をリモートで開催し確認しました。学生からのアンケートも紹介され、概ねポジティブな感想が多く、ネガティブな意見は少数でした。企業側からは事前に取り組みの共有を図りたいなどのご要望があり、次年度からは受け入れ企業と事前打ち合わせするなど、よりよいインターンシップに取り組むこととなりました。

【今回の受け入れ企業】

株式会社ココカラファイン、株式会社クリエイトエス・ディー
株式会社セキ薬品、株式会社スギ薬局、株式会社トモズ
株式会社富士薬品、株式会社龍生堂本店

(2) 城西大学コミュニティーファーマシーインターンシップの概要

- ・平成21(2009)年より開始、薬学部薬学科(6年制)4年生を対象
- ・受け入れ企業(店舗):学生の希望に基づき調整
- ・受け入れ学生数:選択科目として希望者20~50名
- ・学校、学生、協会、受け入れ企業間での金銭授受は発生しない
- ・学校、協会、受け入れ企業の三者による覚書を締結
- ・学校と学生の間で秘密保持、受け入れ企業の就業規則遵守などに関する誓約書締結
- ・受け入れ店舗でのインターンシップ内容

(1) 期間:大学の夏休み期間中の任意の5日間

(2) 1日の勤務時間:原則10~18時の8時間(店舗ごとのシフトで調整)

(3) インターンシップの研修内容

- ① 店内外の業務内容見学あるいは補助業務の実習
- ② 挨拶、身だしなみ、基本姿勢
- ③ 業務に関して商品の販売全般
- ④ 企業における講演会などへの参加
- ⑤ 調剤業務は見学のみ

(3) ご協力をお願い

来年も是非ともご協力をお願いいたします。



関口委員長の事前講義の様子

富山県食品ロス削減等推進県民会議に参加 池野会長が食品ロス削減啓発キャンペーン活動報告を実施

2021年10月27日(木)、富山県民会館バンケットホールにおいて、第10回富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議が開催されました。

JACDS 富山県支部長をウエルシア薬局(株)にお願いしていたことから、協会としての食品ロス削減の取り組み(食品ロス削減啓発キャンペーン)について池野会長がリモートにて参加され、報告を行いました。

食品ロス削減啓発キャンペーンの報告は12月号掲載の予定です。



薬局における PCR 等検査 (抗原検査含む) 無料化に関する説明会開催 ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業 (仮称) への参加に向けて

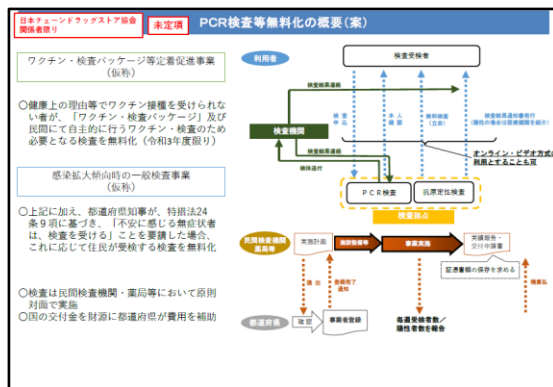
2021年11月15日(月)、JACDS 本部虎ノ門事務所会議室において、薬局における PCR 等検査(抗原検査含む)無料化に関する説明会が開催されました。案内から開催まで1週間もない急な開催にも関わらず、会場参加とリモート参加合わせて30社以上の参加がありました。

当日は内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室の三浦 明 内閣参事官と芹生 太郎 内閣参事官より、制度概要についての説明があり、その後、参加した会員企業との質疑応答が行われました。

岸田新内閣発足時の公約に基づき急遽決定された令和3年度の予算措置とのことで、未確定な部分が多く残っていますが、薬局を運営する会員企業の皆様には可能な限り積極的な参加協力をお願いします。不明点はサポートセンターまでお問い合わせください。



説明会会場の様子



当日の説明に使用された資料

JACDS 埼玉県支部と埼玉県 「災害時における乳児用液体ミルク等の調達に関する協定」締結

令和3年11月16日(火)10時00分から10時30分まで、埼玉県庁2階 知事室に於いて「災害時における乳児用液体ミルク等の調達に関する協定」の締結式が行われ、大野埼玉県知事と JACDS 関 伸治埼玉県支部長(株)セキ薬品 代表取締役会長)が協定書を交換しました。

近年、台風の巨大化や豪雨による水害、大雪など地震以外の様々な災害が増えています。埼玉県も、この数年で何度も被災しています。埼玉県は個別企業とも物資協定を締結していますが、団体とも締結することにより更に強化したいとの要望により協定を結ぶことになりました。

今回の協定は、大野知事の強い希望により「液体ミルクの調達」を入れた内容となりました。「液体ミルク」の調達に関する協定は、昨年の三重県に続き2例目です。ドラッグストアでも取扱いの少ない商品なので「有事の際はメーカーとも協力して調達したい」と関支部長は知事に説明されました。

県の危機管理防災部災害対策課では、今後机上訓練の実施を予定しているとのこと。地震の予測はまだ不可能ですが、台風の場合は到達時間の予測ができます。予測ができる災害においても、被害を最小にするためには、日ごろの訓練が不可欠だと危機管理防災部長が説明されました。県と協力し、生活者に役立つように、県内の出店企業に周知を図りたいと思います。



協定書と記念撮影 (左：関支部長、右：大野知事)



締結後、知事との懇談

2021年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2021年10月29日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率	
北海道	8月25日(水)	9月28日(火)	948名	2,236名	42.4%	
青森県	8月25日(水)	9月28日(火)	318名	808名	39.4%	
岩手県	8月25日(水)	9月28日(火)	394名	954名	41.3%	
宮城県	8月25日(水)	9月28日(火)	759名	1,749名	43.4%	
秋田県	8月25日(水)	9月28日(火)	183名	560名	32.7%	
山形県	8月25日(水)	9月28日(火)	205名	533名	38.5%	
福島県	8月25日(水)	9月28日(火)	330名	932名	35.4%	
茨城県	9月9日(木)	10月15日(金)	642名	1,344名	47.8%	
栃木県	9月9日(木)	10月15日(金)	420名	981名	42.8%	
群馬県	9月9日(木)	10月15日(金)	715名	1,405名	50.9%	
埼玉県	9月23日(木)	10月29日(金)	1,178名	2,886名	40.8%	
千葉県	9月23日(木)	10月29日(金)	1,251名	3,025名	41.4%	
東京都	9月23日(木)	10月29日(金)	2,112名	4,888名	43.2%	
神奈川県	9月23日(木)	10月29日(金)	1,615名	3,311名	48.8%	
新潟県	9月9日(木)	10月15日(金)	442名	956名	46.2%	
富山県	9月1日(水)	10月15日(金)	383名	718名	53.3%	
石川県	9月1日(水)	10月15日(金)	481名	926名	51.9%	
福井県	8月29日(日)	10月1日(金)	282名	578名	48.8%	
山梨県	9月9日(木)	10月15日(金)	154名	346名	44.5%	
長野県	9月9日(木)	10月15日(金)	632名	1,372名	46.1%	
岐阜県	9月1日(水)	10月15日(金)	682名	1,287名	53.0%	
静岡県	9月1日(水)	10月15日(金)	916名	1,607名	57.0%	
愛知県	9月1日(水)	10月15日(金)	2,078名	3,519名	59.1%	
三重県	12月12日(日)					
関東 連西 合広 域	滋賀県	8月29日(日)	10月1日(金)	5,295名	9,402名	56.3%
	京都府	8月29日(日)	10月1日(金)			
	大阪府	8月29日(日)	10月1日(金)			
	兵庫県	8月29日(日)	10月1日(金)			
	和歌山県	8月29日(日)	10月1日(金)			
	徳島県	8月29日(日)	10月1日(金)			
奈良県	9月26日(日)	11月22日(月)				
鳥取県	11月9日(火)	12月17日(金)				
島根県	11月9日(火)	12月17日(金)				
岡山県	11月9日(火)	12月17日(金)				
広島県	11月9日(火)	12月17日(金)				
山口県	11月9日(火)	12月17日(金)				
香川県	11月9日(火)	12月17日(金)				
愛媛県	11月9日(火)	12月17日(金)				
高知県	11月9日(火)	12月17日(金)				
福岡県	12月12日(日)	1月19日(水)				
佐賀県	12月12日(日)	1月19日(水)				
長崎県	12月12日(日)	1月19日(水)				
熊本県	12月12日(日)	1月19日(水)				
大分県	12月12日(日)	1月19日(水)				
宮崎県	12月12日(日)	1月19日(水)				
鹿児島県	12月12日(日)	1月19日(水)				
沖縄県	12月12日(日)	1月19日(水)				
			22,415名	46,323名	48.4%	

※詳細は各都道府県に確認願います。

協会からのお知らせ

次ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■ 第 22 回JAPANドラッグストアショー 開催のお知らせ

来年 8 月の開催が決まりました。会場は東京ビッグサイトですが、リアルとオンラインのハイブリッド開催となります。【資料:後頁1ページ分】

■ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁3ページ分】

■ 「健康相談対応術」研修のご案内

日本薬業研修センターでは、20～40 分ほどに集約した映像にて学習を行う「健康相談対応術研修」を実施しております。店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容です。【資料:後頁3ページ分】

■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分】

■ 「そらぶちキッズキャンプ」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。

2021年度上半期の募金金額の集計結果が出ました。ポスターをホームページに掲載しますので、募金協力企業様はダウンロードしてお客様への告知にご活用ください。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分】

RESTART

ここからはじめよう



2022 JAPAN

DRUGSTORE SHOW

第22回JAPANドラッグストアショー

ドラッグストアが目指す、持続可能な地域と街づくり ～一人ひとりのセルフメディケーションから～

会期 2022 8/19(金) 20(土) 21(日) 10:00-17:00
8/19-20/21 商談日
8/20-21 一般公開日

主催 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

協賛 オールジャパンドラッグ株式会社 / 株式会社ニッド・日本ドラッグチェーン会

出展業種 ●ヘルスケア ●ビューティケア ●SDGs ●食と健康 ●フーズ&ドリンク ●ライフケア ●ホームケア ●ペットケア ●エンジョイライフ ●ストア&ファーマシーソリューション ●その他

会場 東京ビッグサイト(東3・4・5・6ホール)

今回は リアルとオンラインのハイブリッド開催!!

リアル展

JAPANドラッグストアショー

会期 2022年8月19日(金)・20日(土)・21日(日) 3日間開催
10:00~17:00(19~21日商談日、20・21日一般公開日)

会場 東京ビッグサイト 東展示棟 3・4・5・6ホール
※3ホールは8/19・20「forビジネス」開催

オンライン展

JAPANドラッグストアショー オンライン

会期 2022年8月12日(金)~28日(日) 17日間開催

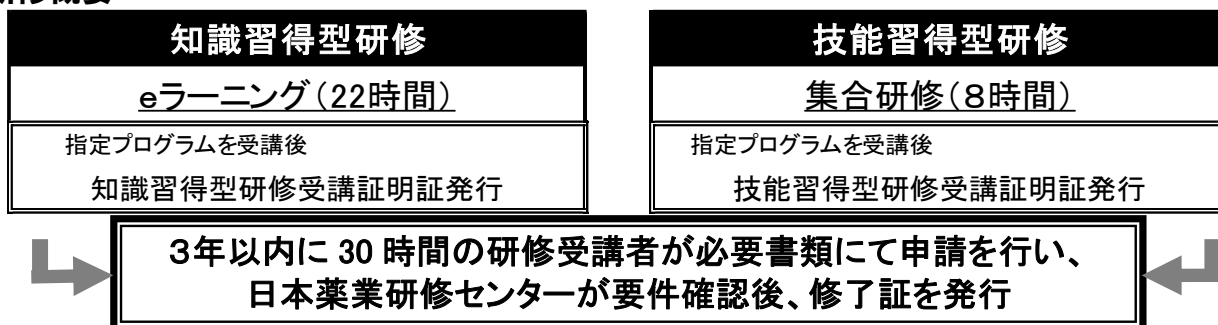
～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2017年3月から健康サポート薬局研修を実施しています。各地で実施された集合研修では、地域の薬務課の方による講義を実施する等(一部会場にて)、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施しています。

2021年度につきましては、厚労省事務連絡(令和2年9月1日)「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた健康サポート薬局に係る研修実施要綱の実施方法について」を遵守した上で、オンライン(Zoom)にて研修を実施しております。

■研修概要

●先に発行された証明証の日付から3年が有効期限となります。



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修：eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座：地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。(PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座：要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座：要指導医薬品等概説-2		
④講座：要指導医薬品等概説-3		
⑤講座：健康食品、食品	2時間	
⑥講座：禁煙支援	2時間	
⑦講座：認知症対策	1時間	
⑧講座：感染対策	2時間	
⑨講座：衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座：薬物乱用防止	1時間	
⑪講座：公衆衛生	1時間	
⑫講座：地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座：コミュニケーション力の向上	1時間	



eラーニングは、学習サイト「セルメプラザ」にログインして学習します。

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体に負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期	協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)			
	A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期	
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協利団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

- ① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**
- ② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円 で作成し、郵送します。
- ③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。
知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。
技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。
B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

お申込みの詳細は、下記 URL をご覧ください。

●<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>

〔2021年度・技能習得型研修開催予定日程・地区〕

厚労省「感染拡大に際しての時限的・特例的な取り扱いに関する留意事項等」を遵守しての、オンライン開催になります。

No.	開催日	地区	会場	研修時間	申込
1	2月13日(日)	東京都 ※1	オンライン開催	10時～19時	開催予定

●企業様として、まとまった人数でのご参加、開催のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※1 東京都以外の方も申込可能です。

【オンライン開催実施方法と留意事項】

- Zoom を使用してのグループディスカッション及び、討議結果の発表があります。
- 参加は、一人1台の端末(カメラ、マイク必須)で参加下さい。スマホでの参加は基本的に不可です。
- 接続トラブルにより、一定時間オンラインから離脱してしまうと、受講が認められなくなる場合がありますので、安定した通信環境をご準備下さい。



オンラインにて、グループ討議及び、講師とのディスカッションをリアルタイムで行います。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込

- ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。
- ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。
- ・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

研修の開催状況は研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、企業で取りまとめてお申込み下さい。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。

※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

受講開始

- ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始

- ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。
- ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail:support@yakken-ctr.jp

<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> (健康サポート薬局研修サイト)

ドクター監修「健康相談対応術」研修受講者募集中

新テーマ
追加!

～健康相談の情報提供にお役立てください～

日本人に最も多い症状で、ドラッグストアでも多くの人から相談がされる悩みが、「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」です。また、高齢化に伴って増えている「骨粗鬆症」や「ロコモフレイル」についての対策や予防に関する情報提供が求められています。

日本薬業研修センターでは、整形外科医の先生が、長年の臨床経験で培った「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」、「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」の対策ノウハウをそれぞれ 20～40 分ほどに集約した映像にて学習を行う、「健康相談対応術研修」を実施しております。

店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容となっておりますので、ぜひ多くの方の申込みをお待ちしております。

■学習テーマ：

第1弾：「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」

第2弾：「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」

※受講したいテーマを選んで学習してください。

■研修内容

- ・映像と音声により分かりやすく解説されています。
- ・文章や図では分かりにくい運動の仕方などが映像でより深く理解できます。
- ・本内容を学習して肩こり、腰痛、膝痛、骨粗鬆症、ロコモフレイルなどの予防教室に最適な教材です。
- ・テーマごとに専門医がみた「病院に行った方がいいシグナル」を紹介しています。
- ・適切な受診勧奨が、適切な健康アドバイスに繋がります。

■研修形態：オンライン動画研修(eラーニング研修) + 確認試験実施

eラーニングによる確認試験に合格(全問正解)された方には、日本薬業研修センターが『「運動と健康」シリーズ 健康相談〇〇対応術』の修了証を発行します。(受講者専用ページからダウンロード、プリントアウト)

■受講料

第1弾	1テーマでのお申込み	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)
	2テーマまとめてお申込み	※会員:3,000円(税込)	非会員:7,000円(税込)
	3テーマまとめてお申込み	※会員:4,000円(税込)	非会員:9,000円(税込)
第2弾	1テーマごと	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)

注)まとめてお申込みの割引価格は、第1弾の「肩こり」「腰痛」「膝痛」編のみです。

※日本チェーンドラッグストア協会会員企業に勤務の方は、会員価格での受講ができます。

■募集・受講期間

募集は随時行っております。受講開始は毎月1日と16日スタートの2回となり、1テーマ最長6カ月以内での受講期間となります。

■申込方法等

申込用紙を「セルメ・プラザ」ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールに添付してお送り下さい。申込用紙は、企業向け、個人向けをご用意しています。

申込案内：https://www.selme.jp/KST_moushikomi.jsp

※その他詳細につきましてはHPにてご確認ください。

■第1弾テーマ 『肩こり』・『腰痛』・『膝痛』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
1. 肩こり対策ノウハウ 時間:16分55秒	<ul style="list-style-type: none"> ・正しく肩こりを理解し効果ある対策を行えば肩こりは良くなります。 ・肩こりの原因を理解しましょう。 ・肩こり症状を起こす疾患はたくさんあります。 ・肩こりと首の神経痛の関係。 ・肩こりには、肩こりと肩はりがあり女性の多くは肩はり型です。 ・肩はり型の肩こりの原因。 ・肩こり型か 肩はり型かの鑑別方法。 ・肩こり・肩はり対策。 ・肩こり・肩はりに有効な運動・体の動き。 ・いい枕って(枕があつてないと肩こりはなおりません) ・病院に行った方がいい「肩こり」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
2. 腰痛対策ノウハウ 時間:19分16秒	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛にはいろいろな原因がありそれが分かると良くなっていきます。 ・多くの方の腰痛の原因は日々の生活に問題がある非特異的腰痛です。 ・どこが悪くなるか？(非特異的腰痛の部位について) ・各部位の腰痛の痛みの原因・特徴。 ・対策。 <ul style="list-style-type: none"> ①こわばった仙腸関節・椎間関節に有効な運動。 ②背中が曲がって体幹がこわばった腰痛に有効な体操。 ③体幹・下肢を鍛える運動。 ④上手にスクワットができるようになると、腰痛が良くなります。 ⑤腰に負担の少ない日常生活動作の方法。 ・病院に行った方がいい「腰痛」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
3. 膝痛対策ノウハウ 時間:20分40秒	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアの方の膝関節痛の原因として多いのが、変形性膝関節症です。 ・変形性膝関節症の症状とは。 ・変形性膝関節症のレントゲンの特徴。 ・ひざ痛に効く漢方薬。 ・変形性膝関節症に効果のある運動・動作について。 <ul style="list-style-type: none"> ①膝に負担をかけない日常生活動作の方法。 ②膝を安定させる簡単筋カトレーニング。 <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ③膝のこわばりをとる可動域改善運動。 <ul style="list-style-type: none"> ▷膝裏内側のストレッチ ④膝の内側が痛い方に効果的なほぐし方。 ⑤簡単、脚のむくみ解消法。 ⑥簡単、O脚対策。 ・病院に行った方がいい「膝痛」のシグナル

■第2弾テーマ 『骨粗鬆症』・『ロコモフレイル』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
4. 骨粗鬆症対策 ノウハウ 時間:38分47秒	<ul style="list-style-type: none"> ・更年期以降の女性に多い骨粗鬆症って？ ・骨粗鬆症の原因は骨形成と骨吸収のバランスの乱れです ・どんな時、骨粗鬆症と疑うのか？ ・骨粗鬆症のレントゲンの特徴 ・骨粗鬆症の症状とは？ ・寝たきりの原因となる代表的な骨折事例 ・骨粗鬆症に効く治療方法 ・骨粗鬆症の方におすすめの運動方法 ・骨粗鬆症予防に有効な4つのトレーニング <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ・骨粗鬆症の薬物治療方法 ・家庭で行う転倒予防対策 ・病院に行った方がいい「骨粗鬆症」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
5. ロコモ・フレイル 対策ノウハウ 時間:26分09秒	<ul style="list-style-type: none"> ・早めに対策すれば要介護状態にならず、年をとっても自立した生活を送ることができます ・ロコモフレイルって？ ・なぜ介護予防対策が必要なのか？ ・ロコモフレイルが増えている原因は高齢者の増加と生活様式の変化 ・色々な病気を抱えている人も適度な運動は有効な治療法 ・動きが悪い高齢者の体の特徴 ・安全かつ効果的な介護予防運動 <ul style="list-style-type: none"> ①柔軟体操 <ul style="list-style-type: none"> ▷バンザイ手伸ばし ▷座位体回旋 ▷座位背中反らし ②ロコトレ <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ・ロコトレを積極的に行った方がいいシグナル ・ロコトレの目的

第3弾は『認知症』を予定しています。

研修の申込み・問合せ先 一般社団法人 日本薬業研修センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階

TEL : 045-478-5453、Mail : kst@yakken-ctr.jp (事務局 : 篠原・諸石)

(一社)日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を（一社）日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- （一社）日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：（一社）日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2021年2月15日午後4時から2022年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額 (1事故)
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)		3,790円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4F
 (一社)日本チェーンドラッグストア協会 サポートセンター
 (薬剤師賠償責任保険担当)

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：(銀行名・支店名) 三井住友銀行 新横浜支店
 (口座番号) 普通口座 0845665
 (口座名義) (一社)日本チェーンドラッグストア協会
 シヤ)ニホンチェーンドラッグストアキョウカイ

【中途加入保険料表】2021年

■ 薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,470
3月25日	4月15日	10	3,170
4月26日	5月15日	9	2,850
5月25日	6月15日	8	2,520
6月25日	7月15日	7	2,210
7月26日	8月15日	6	1,910
8月25日	9月15日	5	1,580
9月27日	10月15日	4	1,270
10月25日	11月15日	3	950
11月25日	12月15日	2	640
12月27日	1月15日	1	330

■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月26日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月25日	7月15日	7	740	830	940
7月26日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月27日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月27日	1月15日	1	110	120	130

(一社)日本チェーンドラッグストア協会はそらぶちキッズキャンプを応援しております。

難病の子供のための診療所付き自然体験施設

そらぶちキッズキャンプ

難病の子供たちへの応援募金ありがとうございました！

2021年度上期（2021年4月～2021年9月）募金金額のご報告

募金額合計 9,356,640 円

2021年10月31日現在

●2021年度 夏季 そらぶちキッズキャンプ活動報告

『難病の子どもたちが過ごす、全国各地の病院や自宅に“ちょっとした楽しみ”を贈りました』

<小児病院等で水耕栽培チャレンジ>

病院などで自然を感じてもらおうと、水耕栽培セットを協力小児科医（病院）へ郵送し、栽培を楽しんでもらいました。

<おうちキャンプ用品ギフト>

これまで全国各地からキャンプに参加した、子どもたちや家族へ、コロナ禍見舞いを送りました。希望者にはキャンプ用品をプレゼントして、おうち時間が長くなっている闘病生活の中で、安全にキャンプの雰囲気を感じてもらいました。

『同居する1家族を対象とし、感染症対策を徹底したキャンプを開催しました（計7回）』

<宿泊キャンプ3回 ～神奈川県、愛知県より～>

6月、8月には、同居する1家族を対象とし宿泊を伴うキャンプを開催しました。小児がんとたたかう子どもと家族を3泊4日で招待しました。家族一緒に乗馬や森たんけん、アーチェリー、ピザ作りなど、北海道の自然を満喫してもらいました。

<日帰りデイキャンプ4回 ～北海道在住～>

7月には、北海道在住1家族限定の日帰りデイキャンプを週末4回開催し、病気や障がいをもつ子どもと家族（4家族17名）に、乗馬や森のたんけん、芝生あそびなどを楽しんでもらいました。

●2021年度 冬季 事業計画（概要）

引き続き、新型コロナウイルス感染防止を最優先し、前年度の試行的活動を更に充実させて行きます。なお、2021年度冬季活動計画としては、小児病院や闘病中の自宅にキャンプ場に積もった雪を贈るスノーギフト（100箱）や、雪のキャンプ場での宿泊・日帰りキャンプ（計3回）を計画中です。

●そらぶちキッズキャンプとは

自然豊かな北海道滝川市・丸加高原にある難病の子どものための医療ケア付きキャンプ場です。寄付やボランティアの力で運営し、全国各地の子どもと家族を無料で招待しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。



そらぶちキッズキャンプ

検索



JACDS
一般社団法人
日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

【サポートセンター】〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第二ビル四階

TEL : 045-474-1311 / E-mail : sec@jacds.gr.jp

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【厚生労働省】

1. 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

—新型コロナウイルス感染症対策推進本部(10月21日) 栃木県

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法において、次亜塩素酸水を空間噴霧して使用することについて問合せが多く寄せられたことを受けての周知依頼です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いします。

【資料:後頁2ページ分あり】

2. 「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」の一部改正について

—医薬・生活衛生局総務課長(10月25日) 埼玉県、神奈川県、横浜市、静岡県、広島県

令和3年10月から、マイナポータルにおいてレセプトに基づく薬剤情報が閲覧できるようになったことを受けての留意事項の修正に関する周知です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いします。

【資料:後頁19ページ分あり】

3. 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第25回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2020年 年報」の周知について

—医薬・生活衛生局総務課長(11月4日) 埼玉県、神奈川県、横浜市、岐阜県、熊本市

薬局ヒヤリ・ハット事例における第25回報告書および2020年年報に関する周知です。後頁の資料ならびに以下のURLより報告書、年報に目を通していただきますようお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

第25回報告書 URL: http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/report_25.pdf

2020年 年報 URL: http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/year_report_2020.pdf

4. 一般用医薬品のリスク区分の変更について

—医薬・生活衛生局医薬安全策課長(11月9日) 栃木県

第一類医薬品のうち、フェキソフェナジン(十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。)11月9日より第二類医薬品に移行する件の周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただきますようお願いします。【資料:後頁1ページ分あり】

5. 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長(11月9日) 栃木県、東京都

上記のリスク区分変更に伴う留意事項の周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただきますようお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

【経済産業省】**6. 二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドラインについて** —経済産業省(11月1日)

新型コロナウイルス感染症防止対策として、換気が十分に行われているかどうかを確認するための方法としての二酸化炭素濃度測定器において、CO₂濃度に反応しない粗悪な測定器が出回っているという報道がされている事態を踏まえての周知依頼です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。

【資料:後頁2ページ分あり】

7. 下請取引の適正化について —経済産業大臣(11月16日)

これまでの下請取引の適正化のための施策と年末に向けての周知依頼です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。【資料:後頁7ページ分あり】

8. 改正フロン排出抑制法に関する説明会の周知に関するお願い —経済産業省(11月分)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)の改正により、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われるための仕組みが、令和2年4月1日より導入されました。改正フロン排出抑制法における関係者の役割を解説するため、【業務用冷凍空調機器のユーザー(第一種特定製品の管理者)向け説明会】について周知依頼がありました。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。【資料:後頁3ページ分あり】

9. ドラッグストア販売統計月報について —経済産業省(8月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の8月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。

【資料:後頁14ページ分あり】

【農林水産省】**10. 高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について**

—食品流通課長(11月10日)

秋田県、鹿児島県の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受けての周知依頼です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。

【資料:後頁7ページ分あり】

【その他団体】**11. 令和4年度の再商品化委託申し込み受付のご案内** —日本容器包装リサイクル協会(11月)

容器包装リサイクル法に基づく令和4年度の再商品化委託申し込み受付に関する周知依頼です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。

【資料:後頁2ページ分あり】

事務連絡
令和3年10月21日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管(部)局 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、「独立行政法人製品評価技術基盤機構」(NITE)において有効性の評価が行われており、当該結果を含め、現在の知見を経済産業省、消費者庁とともにホームページにおいて周知しているところです。

近時、次亜塩素酸水を空間噴霧して使用することについて問合せが多く寄せられているところ、今般下記のとおりとりまとめた上、別添のとおりQ&Aとしてお示ししますので、内容について御了知の上、貴管内の関係機関に対して周知くださるようお願いいたします。

記

厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5. (補論) 空間噴霧について」¹の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」と記載しております。

これは、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質を空間噴霧して使用することは、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨しない、という趣旨ですので、個々の製品の使用に当たっては、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用してください。

なお、同ホームページの「5. (補論) 空間噴霧について」における「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

¹ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について (厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ) 5. (補論) 空間噴霧について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(別添)

【次亜塩素酸水の空間噴霧について】

問 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5. (補論) 空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」としているが、これは厚生労働省として、次亜塩素酸水を空間に噴霧する事をいかなる場合でも禁止するという趣旨か。

(答)

世界保健機関 (WHO) は、新型コロナウイルスに対する消毒に関する見解の中で、「室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の (空間) 噴霧や燻蒸をすることは推奨されない」としており、このような国際的な知見に基づき、健康影響のおそれのある消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしない、という趣旨を示すものです。

なお、個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません。

ただし、「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

薬生総発1025第1号
令和3年10月25日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 薬務主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公印省略)

「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」の一部改正について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お薬手帳(電子版)については、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「留意事項通知」という。)により運用上の留意点を示してきたところです。

令和3年10月から、マイナポータルにおいてレセプトに基づく薬剤情報(以下「薬剤情報」という。)が閲覧できるようになり、薬剤情報については、マイナポータルと民間PHRサービス間でAPI(Application Programming Interface)連携をする方法や、マイナポータルに表示されるQRコードを読み取る方法により、民間PHRサービスにおいても取得することが可能となります。つきましては、これらの方法により、お薬手帳(電子版)において薬剤情報を取得することが可能となることなどを踏まえ、留意事項通知を別添1のとおり一部改正し、別添2のとおりとしましたので、御了知の上、貴職におかれましては、貴管下薬局、医療機関その他の貴管内の関係団体に対して、周知いただきますようお願い致します。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標

お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二 提供薬局等が留意すべき事項</p> <p>3 データの提供方法</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) <u>令和3年10月から、マイナポータルにおいてレセプトに基づく薬剤情報（以下「薬剤情報」という。）が閲覧できるようになり、マイナポータルAPI連携等によりお薬手帳（電子版）に薬剤情報を取り込むことが可能となる。薬剤情報は薬局等が提供する情報を補完しうるため、お薬手帳（電子版）に取り込むことが望ましいが、一方で必要な情報が不足している場合があるため、お薬手帳（電子版）に薬剤情報を取り込む場合においても、提供薬局等は利用者に対し（3）に基づく必要な情報を提供すること。</u></p> <p>4 データの閲覧・書込</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公益社団法人日本薬剤師会から、複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、提供薬局等において一元的に利用者のお薬手帳（電子版）に含まれている情報を閲覧できる仕組みが提供されているので、本仕組みを活用することが望ましいこと。</u></p>	<p>第二 提供薬局等が留意すべき事項</p> <p>3 データの提供方法</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>4 データの閲覧・書込</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、提供薬局等において一元的に情報閲覧できる仕組みの構築が必要であるが、その構築が実現された場合には、その仕組みを活用することが望ましいこと。</p> <p>(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) (略)</p> <p>5 お薬手帳サービスの選択及びデータの移行</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>マイナポータルから得られる薬剤情報については、別紙1に掲げるデータ項目を全て満たすものではないことから、マイナポータルAPI連携による薬剤情報の取り込みのみが可能となっているアプリケーションはお薬手帳(電子版)としては認められないことに留意すること。</u></p> <p>第三 運営事業者等が留意すべき事項</p> <p>1 全般的事項</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>薬剤情報は薬局等が提供する情報を補完しうるため、マイナポータルAPI連携により、お薬手帳(電子版)に取り込むことができるようにすることが望ましい。</u></p> <p><u>なお、マイナポータルAPI連携の有無にかかわらず、運営事業者は民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針(令和3年4月23日厚生労働省、総務省、経済産業省)を遵守すること。</u></p> <p>2 データ項目</p> <p>(1) データ項目については、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)により公表されている<u>最新の</u>電子版お薬手帳データフォーマット仕様書(以下、「JAHIS標準</p>	<p>5 お薬手帳サービスの選択及びデータの移行</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) (新設)</p> <p>第三 運営事業者等が留意すべき事項</p> <p>1 全般的事項</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>2 データ項目</p> <p>(1) データ項目については、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)により公表されている電子版お薬手帳データフォーマット仕様書(以下、「JAHIS標準フォー</p>

改正後	改正前
<p>フォーマット」) に従うこと。そのうち、「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「服薬情報」、「連絡・注意事項」、「要指導医薬品、一般用医薬品」、その他必要な項目を、お薬手帳サービスの項目として設けること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 データの提供</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>マイナポータルから得られる薬剤情報については、別紙1に掲げるデータ項目を全て満たすものではないことから、マイナポータルAPI連携による薬剤情報の取り込みのみが可能となっているアプリケーションはお薬手帳(電子版)としては認められないことに留意すること。</u></p> <p>4 データの閲覧</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) <u>公益社団法人日本薬剤師会から、複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、提供薬局等において一元的に利用者のお薬手帳(電子版)に含まれている情報を閲覧できる仕組みが提供されているので、本仕組みを取り入れること。</u></p>	<p>マット」) <u>注)</u> に従うこと。そのうち、「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「服薬情報」、「連絡・注意事項」、「要指導医薬品、一般用医薬品」、その他必要な項目を、お薬手帳サービスの項目として設けること。</p> <p><u>注) 平成27年11月27日現在 電子版お薬手帳データフォーマット仕様書Ver.2.0</u>が公開されている (http://www.jahis.jp/jahis_hyojyun/seiteizumi_hyojyun/)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 データの提供</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>4 データの閲覧</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、提供薬局等において一元的に情報閲覧できる仕組みの構築が必要であるが、その構築が実現された場合には、その仕組みを取り入れること。</p> <p>(4) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>お薬手帳（電子版）上で、マイナポータルから取り込んだ薬剤情報と薬局等から提供された情報が重複し、利用者や医療関係者の混乱を招く恐れがあるので、両者をわかりやすく区別して表示するなど、表示方法を工夫すること。</u></p> <p>5 データの移行 (略)</p> <p>6 個人情報保護 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) サーバー等に集積されたデータを第三者に提供する二次利用の範囲や、二次利用を可能にするデータ加工の方法等については、個人情報保護法及び医療等分野の番号等の今後の議論や運用等も踏まえて対応すべき課題であるが、当面の間は、データの利用前に関係者（利用者、医師、薬剤師等）とどのようにデータを利用するか等について合意がない限り利用すべきでないこと。</p> <p>(参考) 参照すべき法令、ガイドライン等（<u>令和3年10月25日現在</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人情報保護法及びその関係法令 2. <u>医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン</u> 3. <u>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱い</u> 	<p>(5) (新設)</p> <p>5 データの移行 (略)</p> <p>6 個人情報保護 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) サーバー等に集積されたデータを第三者に提供する二次利用の範囲や、二次利用を可能にするデータ加工の方法等については、個人情報保護法及び医療等分野の番号等の今後の議論や運用等も踏まえて対応すべき課題であるが、当面の間は、データの利用前に関係者（利用者、医師、薬剤師等）とどのようにデータを利用するか等について合意がない限り利用すべきでないこと。</p> <p>(参考) 参照すべき法令、ガイドライン等（<u>平成27年11月27日現在</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人情報保護法及びその関係法令 2. <u>ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン</u> 3. <u>ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン</u>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>のためのガイダンス</u></p> <p>4. <u>医療情報システムの安全管理に関するガイドライン</u></p> <p>5. <u>民間P H R 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針</u></p> <p>7 関連サービスについて (略)</p> <p>8 <u>本通知の遵守について</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>運営事業者等は、本通知の別紙2のチェックシートの確認事項に従って各要件を満たしているかどうかを定期的に確認し、結果を自社のホームページ等で公表するよう努めること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>なお、要件を満たさない項目がある場合は、該当する項目と併せて、対応が不要な合理的な理由をチェックシートに記載すること。</u></p> <p>第四 その他</p>	<p>4. <u>医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン</u></p> <p>5. <u>医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン</u></p> <p>6. <u>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン</u></p> <p>7. <u>医療情報システムの安全管理に関するガイドライン</u></p> <p><u>注) 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行により、上記の見直しが適宜行われることとなるため、今後の情報に留意すること。</u></p> <p>7 関連サービスについて (略)</p> <p>8 (新設)</p> <p>第四 その他</p>

改正後				改正前			
<p>個人情報保護法や電子処方箋をはじめとしたデータヘルス改革に関する今後の議論、普及を踏まえた整理も必要なため、今後、運営事業者等を含めた関係者により引き続き検討がなされていくことが望ましいこと。</p> <p>(別紙1) 電子版お薬手帳の必須データ項目(第二の5、第三の5におけるデータの移行を行おうとする際にお薬手帳サービスにデータが入っている場合は、必ず移行が必要な項目。)</p>				<p>個人情報保護法や医療等分野の番号、地域医療情報連携ネットワーク等に関する今後の議論、普及を踏まえた整理も必要なため、今後、運営事業者等を含めた関係者により引き続き検討がなされていくことが望ましいこと。</p> <p>(別紙) 電子版お薬手帳の必須データ項目(第二の5、第三の5におけるデータの移行を行おうとする際にお薬手帳サービスにデータが入っている場合は、必ず移行が必要な項目。)</p>			
データ項目 (JAHIS電子版お薬手帳データフォーマットver 2.4の項目を参考に記載)		お薬手帳の項目として最低限必要なもの		データ項目 (JAHIS電子版お薬手帳データフォーマットver 2.0の項目を参考に記載)		お薬手帳の項目として最低限必要なもの	
患者の基本情報 (略)				患者の基本情報 (略)			
調剤情報 (調剤ごと)		処方年月日～服薬情報 (略)		調剤情報 (調剤ごと)		処方年月日～服薬情報 (略)	
		残薬情報	医療機関・薬局が確認した患者の残薬の状況およびその理由			(新設)	
連絡・注意事項 (略)				連絡・注意事項 (略)			
入院中の情報、要指導医薬品、一般用医薬品 (略)				入院中の情報、要指導医薬品、一般用医薬品 (略)			
かかりつけ薬剤師	かかりつけ薬剤師情報	患者のかかりつけ薬剤師の情報		(新設)			

改正後	改正前
<div data-bbox="271 316 1104 360" data-label="Text"> <p>手帳メモ～記入者（略）</p> </div> <div data-bbox="237 416 1104 496" data-label="Text"> <p>（別紙２）お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について チェックシート</p> </div>	<div data-bbox="1167 316 2000 360" data-label="Text"> <p>手帳メモ～記入者（略）</p> </div> <div data-bbox="1151 416 1234 448" data-label="Text"> <p>（新設）</p> </div>

薬生総発1127第4号
平成27年11月27日
一部改正 令和3年10月25日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お薬手帳（電子版）の利用が広まっているところですが、薬局や医療機関での閲覧方法、患者等の利用者による書込等、利用者から薬局への情報の提供方法等について統一されておらず、運用が多様となっており、利用者が薬局やお薬手帳を自由に選択出来ない状況があることから、利用者が安心して利用できる環境を整える必要性が生じています。この点に関しては、平成27年9月24日に公表された「健康サポート薬局のあり方について」（健康情報拠点薬局（仮称）のあり方に関する検討会報告書）においても、お薬手帳について「患者が服用中の医薬品に関する理解を深めることができる、患者が服用後の状態などを記入することでコミュニケーションのツール」とした上で、電子版については「その普及に当たり、一つのお薬手帳で過去の服薬情報を一覧できること、個人情報の保護に十分留意すること、異なるシステム下でも医療関係者で情報が共有化できること、医療情報ネットワークの普及を見据えてフォーマットを統一することなどの検討が必要である」とされたところです。

これらの状況を踏まえ、委託事業において、お薬手帳（電子版）の運用に当たっての課題を整理し、利用者がお薬手帳（電子版）を利用するためのアプリケーションそ

の他のサービス（以下「お薬手帳サービス」という。）のあり方について検討を進め、今般、利用者にお薬手帳サービスを提供する又はその情報を閲覧する薬局及び医療機関等（以下「提供薬局等」という。）並びにアプリケーション提供やデータを保存するサーバー管理などを運営する者（以下「運営事業者等」という。）における運用上の留意点を、ガイドラインとして下記のとおり取りまとめました。また、取りまとめにおいては、電子版の特性も踏まえつつ、お薬手帳サービス全般に関する留意点についても幅広く記載をしています。

今後、かかりつけ薬剤師・薬局がこれらの留意点を踏まえ、利用者のお薬手帳の活用を推進することで、薬物療法の安全性や有効性の向上に貢献することが期待されます。

については、貴職におかれましては、貴管下薬局、医療機関その他の貴管内の関係団体に対して、周知いただきますようお願い致します。

記

第一 お薬手帳の意義及び役割

お薬手帳は、利用者本人のものであり、次の意義及び役割があること。

- 1 利用者自身が、自分の服用している医薬品について把握するとともに正しく理解し、服用した時に気付いた副作用や薬の効果等の体の変化や服用したかどうか等を記録することで、医薬品に対する意識を高めること。
- 2 複数の医療機関を受診する際及び薬局にて調剤を行う際に、利用者がそれぞれの医療機関の医師及び薬局の薬剤師等にお薬手帳を提示することにより、相互作用や重複投与を防ぎ、医薬品のより安全で有効な薬物療法につなげること。

第二 提供薬局等が留意すべき事項

1 薬剤師等による利用者への説明

お薬手帳の利用に当っては、薬剤師等が利用者に対してお薬手帳の意義、役割及び利用方法等について十分な説明を行い、理解を得た上で提供すること。

2 お薬手帳サービスの集約

- (1) 提供薬局等においては、利用者が一つのお薬手帳サービスを利用するよう促すこと。

仮に利用者が複数のお薬手帳を利用している場合には、お薬手帳の持つ本来の意義及び役割が十分に生かされないため、一つのお薬手帳により服薬情報を把握できるようにすることが大切であることを説明し理解を得た上で、利用者が希望した一つのお薬手帳にまとめること。

- (2) 同じお薬手帳サービス内であっても、複数の識別子（ID）を付与することは、やむを得ず必要な場合に限られるべきであること。

3 データの提供方法

- (1) 利用者にお薬手帳サービスの利用を勧める場合には、利用者が閲覧に必要な機器等を保有しているか確認し、保有していない場合には、利用者が情報を把握できる方法（紙のお薬手帳等）で提供すること。
- (2) 提供薬局等は、利用者の求めに応じて少なくともQRコードにて情報を出力すること。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標
- (3) 利用者に情報を提供する際には、お薬手帳サービスの項目のうち、「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、その他必要な情報を提供すること。
- (4) 令和3年10月から、マイナポータルにおいてレセプトに基づく薬剤情報（以下「薬剤情報」という。）が閲覧できるようになり、マイナポータルAPI連携等によりお薬手帳（電子版）に薬剤情報を取り込むことが可能となる。薬剤情報は薬局等が提供する情報を補完しうるため、お薬手帳（電子版）に取り込むことが望ましいが、一方で必要な情報が不足している場合があるため、お薬手帳（電子版）に薬剤情報を取り込む場合においても、提供薬局等は利用者に対し（3）に基づく必要な情報を提供すること。

4 データの閲覧・書込

- (1) お薬手帳の意義及び役割を利用者に十分説明し、薬剤師等の医療関係者が閲覧することについて同意を得ること。薬剤師等は情報を閲覧するごとに、利用者への口頭確認や利用者による携帯電話の操作又は携帯電話やサービス固有のカードの受け渡し等の動作により利用者から同意を得ることが望ましいこと。
また、サービス利用開始時に利用者から同意を取得する際には、閲覧可能な医療関係者の範囲等について十分に説明すること。
- (2) 公益社団法人日本薬剤師会から、複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、提供薬局等において一元的に利用者のお薬手帳（電子版）に含まれている情報を閲覧できる仕組みが提供されているので、本仕組みを活用することが望ましいこと。
- (3) 処方・調剤される医薬品が変更された場合等には、利用者及び医療関係者が認識しやすいよう、注意事項欄に記載することが望ましいこと。

5 お薬手帳サービスの選択及びデータの移行

- (1) 提供薬局等の事情により、利用者のお薬手帳サービスの選択が制限されることのないよう留意すること。
- (2) 利用者が電子版から紙への変更を希望した場合は、必要な情報を記した紙のお薬手帳を交付するか利用者に手帳情報の印刷を促すなど、紙への切り替えを適切に実施すること。
- (3) マイナポータルから得られる薬剤情報については、別紙1に掲げるデータ項目を全て満たすものではないことから、マイナポータルAPI連携による薬剤

情報の取り込みのみが可能となっているアプリケーションはお薬手帳(電子版)としては認められないことに留意すること。

第三 運営事業者等が留意すべき事項

1 全般的事項

- (1) お薬手帳サービスの開発や提供に当たり、提供薬局等が「第二 提供薬局等が留意すべき事項」を満たすことができるよう留意すること。
- (2) 利用者に対してお薬手帳サービスの利用方法等の説明が十分に行われるよう、運営事業者等は窓口の設置や問合せ先を明確にすること。
- (3) 提供薬局等が、服薬情報を記入し、情報提供等を行ったときに利用者がその内容を理解した旨を確認する機能を設けることが望ましいこと。
- (4) 薬剤情報は薬局等が提供する情報を補完しうるため、マイナポータルAPI連携により、お薬手帳(電子版)に取り込むことができるようにすることが望ましい。

なお、マイナポータルAPI連携の有無にかかわらず、運営事業者は民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針(令和3年4月23日厚生労働省、総務省、経済産業省)を遵守すること。

2 データ項目

- (1) データ項目については、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)により公表されている最新の電子版お薬手帳データフォーマット仕様書(以下、「JAHIS標準フォーマット」)に従うこと。そのうち、「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「服薬情報」、「連絡・注意事項」、「要指導医薬品、一般用医薬品」、その他必要な項目を、お薬手帳サービスの項目として設けること。
- (2) お薬手帳サービスとして提供するかどうにかかわらず、データの移行性を確保するため、別紙1に掲げるデータ項目を備えていること。

3 データの提供

- (1) 現在のところQRコードで調剤情報を書き込めるサービスが多いこと、JAHIS標準フォーマットに対応したQRコード出力が可能な調剤レセプトコンピューターが多く販売されているという状況を踏まえ、利用者がどの薬局でも調剤情報を受け取れるよう、当面はQRコードによる情報の提供を基本とすることが適当であること。
- (2) 利用者の希望に応じて、秘匿したいデータは入力しない又は削除ができることについて利用者及び医療関係者が認識できるよう留意すること。
- (3) 利用者のプライバシー保護の観点から、利用者が閲覧者ごとに秘匿したい情報を選択できるようにすることが望ましいこと。その際は、医療関係者が情報が秘匿されていることを判別できるようにすることが望ましいこと。

- (4) マイナポータルから得られる薬剤情報については、別紙1に掲げるデータ項目を全て満たすものではないことから、マイナポータルAPI連携による薬剤情報の取り込みのみが可能となっているアプリケーションはお薬手帳(電子版)としては認められないことに留意すること。

4 データの閲覧

- (1) お薬手帳サービスの閲覧範囲について規約等で明確にすること。サービス利用開始時に利用者から同意を取得する際には、閲覧可能な医療関係者の範囲等について十分に説明すること。
- (2) 過去の服薬情報などを適切に把握するため、最低1年分の服薬情報の一覧性(スマートフォン、パソコン等の一画面で服薬情報を特段の操作なく一覧できる仕組み)を確保し、その画面上において、基本情報(例:アレルギー歴、副作用歴等)とも相互に遷移するなど容易にアクセスできること。
- (3) 公益社団法人日本薬剤師会から、複数の運営事業者等が提供しているお薬手帳サービスの情報を含め、提供薬局等において一元的に利用者のお薬手帳(電子版)に含まれている情報を閲覧できる仕組みが提供されているので、本仕組みを取り入れること。
- (4) 処方・調剤される医薬品の変更等を利用者、医療関係者ともに認識しやすいよう、調剤情報にマークが付くような機能を備えることが望ましいこと。
- (5) お薬手帳(電子版)上で、マイナポータルから取り込んだ薬剤情報と薬局等から提供された情報が重複し、利用者や医療関係者の混乱を招く恐れがあるので、両者をわかりやすく区別して表示するなど、表示方法を工夫すること。

5 データの移行

- (1) 利用者が自由にお薬手帳サービスを選択できるよう、少なくともJAHIS標準フォーマットで規定されるデータ項目の移行ができるような書き出し、取り込みの機能を備えること。
- (2) 紙への切り替えを希望する利用者のため、印刷できる機能を設けるよう留意すること。

6 個人情報保護

- (1) お薬手帳サービスを開発・提供する際には、個人情報、医療情報等に関する法令、ガイドライン等を随時把握し、遵守を徹底すること。また、データ項目のうち、個人情報保護の観点から取扱いに特に留意すべき機微な情報の取扱いは、情報漏えい対策を強化するとともに個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)や医療等分野の番号等の議論等を踏まえ、随時適切に対応していくこと。

また、利用者に対して、お薬手帳サービス利用開始時等に個人情報の取扱いについて、分かりやすく伝えるとともに、提供薬局等に対しても十分説明する

こと。

(2) データとしてサーバー等に集積する場合は、利用者本人のみならず、処方した医師や調剤した薬剤師の個人情報が含まれていることに留意し、個人情報保護法やその関係法令を遵守すること。

(3) サーバー等に集積されたデータを第三者に提供する二次利用の範囲や、二次利用を可能にするデータ加工の方法等については、個人情報保護法及び医療等分野の番号等の今後の議論や運用等も踏まえて対応すべき課題であるが、当面の間は、データの利用前に関係者（利用者、医師、薬剤師等）とどのようにデータを利用するか等について合意がない限り利用すべきでないこと。

(参考) 参照すべき法令、ガイドライン等（令和3年10月25日現在）

1. 個人情報保護法及びその関係法令
2. 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン
3. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
4. 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
5. 民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針

7 関連サービスについて

(1) お薬手帳サービスにジェネリック医薬品や医薬品画像等の情報を付加する場合は、随時情報が更新されるような情報や複数の疾患に用いられるような医薬品情報等により、かえって利用者に混乱を生じさせることのないよう、これらの医薬品情報等の内容を把握するとともに提供方法に留意することが望ましいこと。

(2) お薬手帳サービスに服薬タイミングを知らせるアラーム機能や服用したことを記録する機能等の医薬品の服用をサポートする機能や運動や食事、喫煙／禁煙、血圧等の記録等医薬品に直接関連しない機能を備えている場合もあるが、このような機能を開発するにあたっては、地域医療情報連携ネットワーク等との連携や親和性等を考慮すること。

(3) 疾患や医薬品に関する辞典機能を有するものについては、薬局や医療機関等が利用者に伝えた情報と異なる情報が記載されていることなどにより、利用者に疑問が生じてしまわないよう、その内容の妥当性を担保すること。

さらに、医療に関するソフトウェアの一部（プログラムがデータを加工し、加工結果を診断・治療に使用するものなど）は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の対象とされることもあるため、関係法令を十分に把握し開発すること。

8 本通知の遵守について

運営事業者等は、本通知の別紙2のチェックシートの確認事項に従って各要

件を満たしているかどうかを定期的を確認し、結果を自社のホームページ等で公表するよう努めること。

なお、要件を満たさない項目がある場合は、該当する項目と併せて、対応が不要な合理的な理由をチェックシートに記載すること。

第四 その他

個人情報保護法や電子処方箋をはじめとしたデータヘルス改革に関する今後の議論、普及を踏まえた整理も必要なため、今後、運営事業者等を含めた関係者により引き続き検討がなされていくことが望ましいこと。

(別紙1) お薬手帳(電子版)の必須データ項目(第二の5、第三の5におけるデータの移行を行おうとする際にお薬手帳サービスにデータが入っている場合は、必ず移行が必要な項目。)

データ項目 (JAHIS電子版お薬手帳データフォーマットver2.4の項目を参考に記載)		お薬手帳サービスの項目として最低限必要なもの	
患者の基本情報	氏名	個人情報の取扱いに留意し必要な項目を設けること	
	性別		
	生年月日		
	郵便番号		
	住所		
	電話番号		
	緊急連絡先		
	アレルギー歴		
	副作用歴 既往歴		
調剤情報 (調剤ごと)	処方年月日	処方年月日	
	調剤年月日	調剤年月日	
	調剤医療機関・薬局情報	名称	○
		都道府県	
		郵便番号	
		住所	
		電話番号	
		医科/歯科/調剤の種類 医療機関/薬局コード	
	調剤医師・薬剤師情報	氏名	
		連絡先	
	処方医療機関情報	名称	
		都道府県	
		医科/歯科/調剤の種類	
		医療機関コード	
	薬品情報	処方番号	○
薬品名称			
用量			
単位名			
薬品コード			
薬品補足情報			
薬品服用の注意事項			
用法情報	処方番号	○	
	用法名称		
	調剤数量		
	調剤単位		
	剤型の種類		
	用法コード		
	処方服用注意事項 服用注意事項		
服薬情報	服用中に気づいたこと	○	
残薬情報	医療機関・薬局が確認した患者の残薬の状況およびその理由		
連絡・注意事項	利用者から医師・薬剤師への連絡事項	○	
	医師・薬剤師から利用者への連絡・注意事項	○	
入院中の情報	入院中の副作用情報	入院中に副作用が発生した薬剤の名称、投与量、当該副作用の概要、措置、転帰	
	退院後に必要な情報	退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導、服薬の状況及び投薬上の工夫に関する情報	
要指導医薬品、 一般用医薬品	服用履歴	服用年月日	○
		薬品名称	○
かかりつけ薬剤師	かかりつけ薬剤師情報	患者のかかりつけ薬剤師の情報	
手帳メモ 備考		※手帳全体についてのメモ欄 ※その他事項の記入欄	
記入者		※上記の各項目について、作成者が利用者か医療関係者かを区別するもの	

- (注1) 購入履歴・服用履歴の項目は調剤情報と同様に時系列で把握できること。
(注2) 個々の利用者に一意的識別子(ID)を付与すること。また複数の識別子(ID)が発行された場合に一つにまとめることができること。
(注3) 利用者が秘匿したい情報(服用している医薬品を知られたくない場合など)をコントロールできるように、処方箋単位の調剤情報ごとに情報開示の可否を設定できるようにすることが望ましいこと。

(注4) 電子版ならではの特性として、医薬品に関する最新情報を医薬品コードに紐付けて更新していくことが可能だが、データの更新によりかえって混乱を生じさせることも危惧されるため、そのデータの提供方法を十分に検討すること。

(注5) 調剤医療機関・薬局情報及び調剤医師・薬剤師情報のデータ項目は、利用者に対し医薬品を提供した者に関する情報を入力する項目となっている。

(別紙2) お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について チェックシート

点検日【 】 前回点検日【 】
 点検担当者【 】 前回点検担当者【 】 ※公表時は役職名でも可

※業務委託先の遵守状況も含めた点検を行うこと
 ※求められる事項を満たしているか、同等以上の対応を行っている場合にチェックを付けること

確認事項

項目番号	内容	チェック	対応内容詳細(公表不要)
1. 全般的事項			
(1)	お薬手帳サービスの開発や提供に当たり、提供薬局等が「第二 提供薬局等が留意すべき事項」を満たすことができるよう留意していますか。		
(2)	利用者に対してお薬手帳サービスの利用方法等の説明が十分に行われるよう、窓口の設置や問合せ先を明確にしていますか。		
(3)	提供薬局等が、服薬情報を記入し、情報提供等を行ったときに利用者がその内容を理解した旨を確認する機能を設けていますか(推奨)。		
(4)	薬剤情報は薬局等が提供する情報を補完しうるため、マイナポータルAPI連携により、お薬手帳(電子版)に取り込むことができるようにしていますか(推奨)。		
2. データ項目			
(1)	データ項目については、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会(JAHIS)により公表されている最新の電子版お薬手帳データフォーマット仕様書(JAHIS標準フォーマット)に従っていますか。		
(2)	そのうち、「調剤年月日」、「薬品情報」、「用法情報」、「服薬情報」、「連絡・注意事項」、「要指導医薬品、一般用医薬品」、その他必要な項目を、お薬手帳サービスの項目として設けていますか。		
(2)	お薬手帳サービスとして提供するかどうかにかかわらず、データの移行性を確保するため、本通知別紙に掲げるデータ項目を備えていますか。		
3. データの提供			
(1)	利用者がどの薬局でも調剤情報を受け取れるよう、QRコードによる情報の提供を基本としていますか。		
(2)	利用者の希望に応じて、秘匿したいデータは入力しない又は削除ができることについて利用者及び医療関係者が認識できるよう留意していますか。		
(3)	利用者のプライバシー保護の観点から、利用者が閲覧者ごとに秘匿したい情報を選択できるようにしていますか(推奨)。 その際は、医療関係者において情報が秘匿されていることを判別できるようにしていますか(推奨)。		
4. データの閲覧			
(1)	お薬手帳サービスの閲覧範囲について規約等で明確にしていますか。 サービス利用開始時に利用者から同意を取得する際には、閲覧可能な医療関係者の範囲等について十分に説明していますか。		
(2)	過去の服薬情報などを適切に把握するため、最低1年分の服薬情報の一覧性(スマートフォン、パソコン等の一画面で服薬情報を特段の操作なく一覧できる仕組み)を確保し、その画面上において、基本情報(例:アレルギー歴、副作用歴等)とも相互に遷移するなど容易にアクセスできるようにしていますか。		
(3)	公益社団法人日本薬剤師会より提供されている複数のお薬手帳サービスの情報を提供薬局等において一元的に情報閲覧できる仕組み(e Link)を取り入れていますか。		
(4)	処方・調剤される医薬品の変更等を利用者、医療関係者ともに認識しやすいよう、調剤情報にマークが付くような機能を備えていますか(推奨)。		
(5)	お薬手帳(電子版)上で、マイナポータルから取り込んだ薬剤情報と薬局等から提供された情報をわかりやすく区別して表示するなど、表示方法を工夫していますか。		
5. データの移行			
(1)	利用者が自由にお薬手帳サービスを選択できるよう、少なくともJAHIS標準フォーマットで規定されるデータ項目の移行ができるような書き出し、取り込みの機能を備えていますか。		
(2)	紙への切り替えを希望する利用者のため、印刷できる機能を設けるよう留意していますか。		
6. 個人情報保護			
(1)	お薬手帳サービスを開発・提供する際には、個人情報、医療情報等に関する法令、ガイドライン等を随時把握し、遵守を徹底していますか。 (参考) 参照すべき法令、ガイドライン等(令和3年10月25日現在)	/	
	1. 個人情報保護法及びその関係法令		
	2. 医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン		
	3. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス		
	4. 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン		
	5. 民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針		
(2)	データ項目のうち、個人情報保護の観点から取扱いに特に留意すべき機微な情報の取扱いは、情報漏えい対策を強化するとともに個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)や医療等分野の番号等の議論等を踏まえ、随時適切に対応していくこととしていますか。 利用者に対して、お薬手帳サービス利用開始時等に個人情報の取扱いについて、分かりやすく伝えるとともに、提供薬局等に対しても十分説明していますか。 データとしてサーバー等へ集積する場合は、利用者本人のみならず、処方した医師や調剤した薬剤師の個人情報が含まれていることに留意し、個人情報保護法やその		

項目番号	内容	チェック	対応内容詳細（公表不要）
	関係法令を遵守していますか。		
(3)	(二次利用を行う場合) データの利用前に関係者（利用者、医師、薬剤師等）とどのようにデータを利用するか等について合意していますか。		
7. 関連サービスについて			
(1)	(ジェネリック医薬品や医薬品画像等の情報を付加する場合) 随時情報が更新されるような情報や複数の疾患に用いられるような医薬品情報等により、かえって利用者に混乱を生じさせることのないよう、これらの医薬品情報等の内容を把握するとともに提供方法に留意していますか（推奨）。		
(2)	(医薬品の服用をサポートする機能や医薬品に直接関連しない機能を備える場合) このような機能を開発するにあたって、地域医療情報連携ネットワーク等との連携や親和性等を考慮していますか。		
(3)	(疾患や医薬品に関する辞典機能を有する場合) 薬局や医療機関等が利用者に伝えた情報と異なる情報が記載されていることなどにより、利用者に疑問が生じてしまわないよう、その内容の妥当性を担保していますか。		
	(医療に関するソフトウェアの一部としている場合) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の対象とされることもあるため、関係法令を十分に把握し開発していますか。		

要件を満たさない項目について	
項目番号	対応が不要な合理的な理由

薬生総発 1104 第 1 号
薬生安発 1104 第 1 号
令和 3 年 11 月 4 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 25 回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2020 年 年報」の周知について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）による厚生労働省補助事業であり、平成 21 年 4 月から、薬局におけるヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。本事業は、医療安全対策に有用な情報について、各薬局に広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、機構が、令和 3 年 1 月から令和 3 年 6 月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第 25 回報告書」及び令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月までに報告されたヒヤリ・ハット事例の収集・分析の内容をとりまとめた「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2020 年 年報」を公表しました。これらの報告書は、機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、機構のホームページにも掲載されています（<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>）。

貴職におかれましては、下記留意事項とともに、薬局等におけるヒヤリ・ハットの発生防止のため、貴管下薬局の他、医療機関及び関係団体に対し、本報告書を周知いただくとともに、各薬局において本報告書を通じてヒヤリ・ハットの要因や傾向等を把握し、発生防止により一層取り組まれるよう御配慮願います。

記

1. 本事業への参加登録等の手続きに際しては、機構ホームページに掲載されている「参加の手引き」を事前に確認いただくよう、周知をお願いいたします。また、診療報酬の取扱いに関しては機構では回答できないため、以下のURLの診療報酬に関する照会先へ問合せいただくよう、併せて周知方をお願いいたします。

※診療報酬に関する照会先のURL：

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000604242.pdf>

2. 本事業で令和3年1月1日から令和3年6月1日までに報告された件数は55,759件となり、そのうち、「調剤」の事例は9,849件、「疑義照会」の事例は45,821件あり、医療安全に資する事例の報告が増えています。

本通知の内容については、貴管下薬局等の薬局の管理者、医薬品の安全使用のための責任者、医療機関の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。

【参考】

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発信された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）」が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス（PMDA メディナビ）
<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>

薬生安発 1109 第 1 号
令和 3 年 11 月 9 日

各 (都 道 府 県)
保健所設置市 衛生主管部 (局) 長 殿
特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

一般用医薬品のリスク区分の変更について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の7第1項第1号の規定に基づく第一類医薬品のうち、フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）については、令和3年11月9日より第二類医薬品に移行することとなりました。

これは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の2の表第2号下欄に規定する期間が令和3年11月8日をもって満了することに加え、令和3年度第1回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会（令和3年7月9日開催）における審議の結果を踏まえたものです。

当該医薬品が第一類医薬品から第二類医薬品に移行することを踏まえ、適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしくお願いします。

なお、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品」（平成19年厚生労働省告示第69号。以下「告示」という。）別表第3及び「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知。以下「通知」という。）の別紙2において、第二類医薬品として「フェキソフェナジン」が規定されているところ、令和3年11月9日以降は、告示中及び通知中の「フェキソフェナジン」に十五歳未満の者に係る用法及び用量も含まれることを申し添えます。

薬生監麻発 1109 第 1 号
令和 3 年 11 月 9 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件」（令和 2 年厚生労働省告示第 1 号。以下「経過措置告示」という。）が令和 3 年 11 月 8 日に告示され、令和 3 年 11 月 9 日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 50 条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていなければならない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「省令」という。）第 209 条の 2、第 209 条の 3 及び第 210 条第 6 号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要性が生じた下記 1 に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記 1 に示す適用日から 1 年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記 2 のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）	令和 3 年 11 月 9 日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

- ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
フェキソフェナジン（十五歳未満の者に係る用法及び用量が定められているものに限る。）	第一類医薬品	第二類医薬品	一般用医薬品のリスク区分の変更について （令和3年11月9日薬生安発1109第1号）

2021年11月1日

二酸化炭素濃度測定器の選定等に関するガイドライン

経 済 産 業 省
産業用ガス検知警報器工業会

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症防止対策として「換気の悪い密閉空間」を改善することを目的に、換気が十分に行われているかどうかを確認するための方法として二酸化炭素濃度測定器（以下、測定器という。）が使用される場合において、測定器を選定する際に最低限要求される仕様等の基準を定めるもの¹。

1. 適用範囲

「換気の悪い密閉空間」を改善するために、換気が十分に行われているかどうかを確認するための方法として測定器を用いる場合の、当該測定器に関する仕様確認、動作確認に関する事項について定める。

2. 仕様確認

測定器の測定精度の観点から、以下の要件を満たした機器であることが推奨される。

- ・検知原理が光学式¹を用いたものであること。
- ・補正用の機能²が測定器に付帯していること。

3. 動作確認

測定器の正常な動作や大まかな測定精度を確認するための方法として、以下を活用されたい。

- ・屋外の二酸化炭素濃度を測定したとき、測定値が外気の二酸化炭素濃度（415ppm～450ppm 程度）に近いこと。

¹ 光学式：NDIR（Non Dispersive InfraRed：非分散型赤外線吸収）や光音響方式（Photo-acoustic）等、二酸化炭素分子が吸収する特定の波長光を利用した検知の方式を指す。

² 補正用の機能：測定値のズレを自動的または手動により修正する機能を指す。メーカーによっては補正を校正と呼ぶ場合もある。

- ・測定器に呼気を吹きかけ、測定値が大きく増加すること。
 - ※ 呼気の二酸化炭素濃度は非常に高く、正常な測定器であれば二酸化炭素濃度の高い測定値が表示される。
- ・消毒用アルコールを塗布した手や布等を測定器に近づけても、二酸化炭素濃度の測定値が大きく変化しないこと。
 - ※ 光学式が用いられていれば、アルコールにはほとんど反応しない。

4. その他

- ・各測定器の取扱説明書やカタログ等に沿った使用方法等を遵守すること。
 - ※ 特に測定値に関して、使用前に手動での補正や定期的な確認作業が必要である旨の記載がある場合は、その指示に従うこと。

ⁱ 本ガイドラインの策定に際しては、二酸化炭素濃度測定器に関し専門的な知見を有する国立大学法人電気通信大学 特任准教授 石垣 陽 氏に、内容の監修等の御協力をいただいた。

20211105中第2号
公取企第126号
令和3年11月16日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣
(公印省略)

公正取引委員会委員長
(公印省略)

下請取引の適正化について

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」といいます。）に違反する行為に対して厳正に対処するとともに、下請法の普及啓発を行っております。

さらに、「成長と分配の好循環」の実現には、下請事業者の取引環境の改善が必要不可欠であるという問題意識の下、政府を挙げて下請取引に対する監督体制の強化に取り組んでまいります。

<中小企業の取引環境>

新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の下請事業者をはじめとする中小企業・小規模事業者は、かつて経験したことのないほど、厳しい経営環境に直面しました。また、足下では原油価格が高騰する中、円安傾向も相まって、原材料・エネルギーコストが上昇していることも中小企業・小規模事業者にとって大きな打撃です。

さらに、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

<下請代金支払等の適正化>

令和3年3月に、親事業者による下請代金の支払について以下の事項を旨とした通達を発出しました。

- ① 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- ② 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日

に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。

③ 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。

手形等のサイトを60日以内とすることなど、上記については、おおむね3年以内（令和6年（2024年）まで）を目途として、可能な限り速やかに実施することとされています。

さらに、産業界及び金融界による自主行動計画の策定・改定を求めることで、5年後（令和8年（2026年））の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進することが閣議決定されております（令和3年6月18日）。

また、令和2年1月及び令和3年3月に下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の「振興基準」を改正し、以下の事項を定めました。

- 不要な型の廃棄、廃棄できない型の保管料支払等を推進するため、型取引を行う事業者が遵守すべき基本的なルールのほか、型に係る取引条件の明確化のため、「型の取扱いに関する覚書」を活用すること。
- 知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、「契約書ひな形」を活用すること。
- 取引上の問題を親事業者に申し出やすい環境の整備のため、年1回の価格交渉等の下請事業者による定期的な協議の申出があった場合に応じること。
- 下請事業者たるフリーランスとの取引における発注時の取引条件の明確化のため、親事業者が書面等を交付すること。

引き続き、以上の点に留意し下請取引の適正化に取り組むよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

<「価格交渉促進月間」の実施>

令和3年10月からの最低賃金額の改定を含む労務費や原材料費等の上昇等の下請価格への適切な反映を促進するため、同年9月に「価格交渉促進月間」を初めて実施し、受注側企業から発注側企業に対して積極的な価格交渉が行われるような環境の整備を推進しました。現在、受注側企業に対して大規模な状況調査を実施しており、その結果を踏まえ、下請取引の適正化を推進してまいります。

さらに、公正取引委員会では、令和3年9月8日、この「価格交渉促進月間」における活動の一環として、最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定しております。今後も引き続き、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に基づく取組を着実に実行に移すとともに、更なる取組を検討・実施してまいります。

貴団体におかれましても、受注側企業と発注側企業との間で積極的な価格交渉を行っていただくとともに、受注側企業への不当なしわ寄せが生じないように、発注側企業となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

<働き方改革>

令和元年4月より大企業に対して罰則付きの時間外労働の上限規制の適用が開始され、令和2年4月より中小企業に対しても同規制が適用されました。人手不足が深刻化している中、中小企業における働き方改革への対応は、重要な経営

課題の一つとなっております。政府を挙げて働き方改革を推進しておりますが、取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくないと考えられます。

そのため、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請などのしわ寄せを生じさせることにより、下請事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要です。

貴団体におかれましても、下請事業者に対して発注を行うに当たっては、下請法等の違反にもなり得るしわ寄せを生じさせないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

<災害時における取引条件>

令和3年8月の豪雨による災害によって、九州地方をはじめとした全国の広範な地域において、交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、昨今では、台風や前線を伴った低気圧などがもたらす大雨によって河川の氾濫や土砂災害が発生しており、被災地域における事業者と取引のある全国の事業者に影響が広がっております。

貴団体におかれましても、災害等の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることにより、取引のある経営基盤の弱い下請事業者に悪影響を与えることのないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

<親事業者が遵守すべき事項についての周知徹底等のお願い>

貴団体におかれましても、下請事業者の置かれている取引環境を御理解いただき、下請事業者と協議をした上で適切な対価の決定を行う、事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど、親事業者となる会員が下請法の遵守に取り組むよう御協力をお願いいたします。

特に、別紙の記載事項については、親事業者となる会員に対して周知徹底を図るなど、適切な措置を講じるよう要請いたします。

また、大企業と中小企業の共存共栄関係の構築に向けた取組方針を、企業の代表者が宣言する「パートナーシップ構築宣言」の取組を推進しております。より多くの企業が宣言することで、大企業も中小企業も付加価値に基づく適正な取引を尊重する機運が醸成されますので、貴団体におかれましても、当該宣言を積極的に行うよう、会員に対する働きかけをお願いいたします。

親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

1 親事業者の義務

(1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第3条）
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（下請法第5条）

(2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第2条の2）
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第4条の2）

2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

(1) 受領拒否

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第4条第1項第1号）

(2) 下請代金の支払遅延

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第4条第1項第2号）
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3) 下請代金の減額

- ・ 下請事業者には責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。（下請法第4条第1項第3号）
（減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。）
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - － 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものまで新単価を遡及適用すること。
 - － 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4) 返品

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者はその物品等を引き取らせること。（下請法第4条第1項第4号）

(5) 買ったたき

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - － 最低賃金の引上げにより労務費等のコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引上げを求めたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注すること。
 - － 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。
 - － 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注ししない場合の単価として下請代金の額を定めること。
 - － 短納期発注を行う場合に、下請事業者が発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

(注) 買ったたきの事例等の詳細を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。
公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。
https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/pointkaisetsu.pdf>

(6) 物の購入強制・役務の利用強制

- ・ 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)

(7) 報復措置

- ・ 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済

- ・ 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)

(9) 割引困難な手形の交付

- ・ 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号)
手形等のサイトは、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目処として可能な限り速やかに60日以内とすることとされている。(通達：令和3年3月31日(公取企第25号及び20210322中庁第2号))

(10) 不当な経済上の利益の提供要請

- ・ 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)

(11) 不当な給付内容の変更・やり直し

- ・ 下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更(納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。)を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後(役務提供委託の場合は役務の提供後)にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)

注意!!

最低賃金の引上げに伴う対応はお済みですか？

最低賃金の引上げにより労務費等のコストが大幅に上昇した下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、親事業者が一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注することは、買ったときに該当するおそれがあります（下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の5(2)ウ）。

(参考：下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の抜粋)

第4 親事業者の禁止行為

5 買ったとき

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったときに該当するおそれがある。

ウ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。

公正取引委員会では、下請法をいつでも、どこでも学ぶためのコンテンツを作成しています

下請法基礎講習会 e-ラーニング資料

下請法基礎講習会



動画で学習できる

e-ラーニング資料

公開しました！

理解度テストつき

下請法 ガイドブック



YouTubeの 公正取引委員会 チャンネル

下請法 基礎講習会資料



公正取引委員会
経済取引 1:01:33

下請法基礎講習会動画

そもそも下請取引適正化推進月間とは？

より多くの方に、下請法を広く知っていただくことを目的とした、下請法普及啓発強化月間です。公正取引委員会のSNS上で下請法に係る情報を集中的に流したり、下請法の基礎知識に係る講習会を集中して開催します。下請法を学びたい方は、是非各種コンテンツを御利用ください。



公正取引委員会
キャラクター どっきん

発注書面

トラブルの未然防止に

買ったとき

減額

支払遅延

11月は下請取引適正化推進月間です



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

<https://www.jftc.go.jp/>



中小企業庁
<https://www.chusho.meti.go.jp/>

相談窓口は
こちら



改正フロン排出抑制法に関する説明会の周知に関するお願い

環境省
経済産業省

フロン類の排出抑制は、オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から極めて重要な課題です。しかしながら、業務用冷凍空調機器の廃棄時に残存する冷媒フロン類の回収率は10年以上3割程度に低迷しており、直近でも4割程度に止まっています。

そうした状況を受けて、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）が改正され、機器ユーザーのフロン回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われるための仕組みが、令和2年4月1日より導入されました。

今年度は改正フロン排出抑制法における関係者の役割を解説するため、【第一種特定製品の管理者（事業者等）向け説明会】と、【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル事業者向け説明会】の2種類をオンラインにて開催します。詳細は「改正フロン排出抑制法に関する説明会のお知らせ」又は環境省HP「令和3年度改正フロン排出抑制法に関する説明会の開催について（<http://www.env.go.jp/press/110177.html>）」をご確認ください。

フロン排出抑制法については、下記ホームページも併せてご確認ください。

- フロン排出抑制法ポータルサイト

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

- 環境省_フロン排出抑制法

<http://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>

- 経済産業省 オゾン層保護・温暖化対策

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/index.html

●改正フロン排出抑制法に関する説明会に係るお問合せ先

- 改正フロン排出抑制法に関する説明会 事務局

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 サステナビリティ事業部内

メール：info-Fln-int@ml.mri-ra.co.jp

TEL：03-6858-3134（土日祝を除く 9:30～12:00, 13:00～17:30）

●フロン排出抑制法に関するお問合せ先

- フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 サステナビリティ事業部内

メール：furon-helpdesk@mri.co.jp

TEL：03-6858-3134（土日祝を除く 9:30～12:00, 13:00～17:30）

- 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL：0570-055-520

- 経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL：03-3501-4724

改正フロン排出抑制法に関する説明会のお知らせ

環 境 省
経 済 産 業 省

1. 説明会の目的

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の改正により、機器ユーザーのフロン回収義務違反に係る直接罰の導入、建物解体時の取組の強化、フロン回収が確認できない廃棄機器の引取禁止など、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実にされるための仕組みが、令和2年4月1日より導入されました。

改正フロン排出抑制法における関係者の役割を解説するため、【業務用冷凍空調機器のユーザー（第一種特定製品の管理者）向け説明会】と、並びに【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け説明会】の2種類をオンラインにて開催します。

2. 説明会の内容

- ・フロンをとりまく動向（共通）
- ・改正フロン法の概要（対象者別）

3. 申込要領

○参加費：無料

○主な対象者：

【第一種特定製品の管理者（事業者等）】

業務用の冷凍冷蔵機器・空調機器のユーザー等

例) 食堂、レストラン、ホテル、旅館、病院等における当該機器管理者など

【建物解体業者、廃棄物・リサイクル事業者】

業務用の冷凍冷蔵機器・空調機器を取り扱う建物解体業者、廃棄物・リサイクル業者等

○お申込み：

下記の申込みウェブサイト（申込みフォーム）よりお申し込みください。

<https://mri-project.smktg.jp/public/application/add/9545>

- ・ 参加登録期間は2021年11月11日～各回前日までを予定しておりますが、定員に達した場合、参加登録を締め切らせていただく可能性があります。お早めのご登録をお願いします。
- ・ 参加登録時に事前質問を受け付けます。法制度に関する質問から各事業者それぞれの立場における疑問等、何でも構いませんのでご記載ください。いただいたご質問について、事前に集計させていただき、説明の中に盛り込む形で回答予定です。

4. お問い合わせ先

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

改正フロン排出抑制法に関する説明会 事務局

T E L 03-6858-3134 (土日祝を除く 9:30~12:00 及び 13:00~17:30)

メール info-Fln-int@ml.mri-ra.co.jp

5. 日程

【第一種特定製品の管理者（事業者等）】向け説明会

日付	時間	内容	定員
2021年	10:30~10:50	フロンをとりまく動向（共通）	500名
12月17日（金）	10:50~11:35	改正フロン法の概要（対象者別）	
2022年	14:30~14:50	フロンをとりまく動向（共通）	500名
1月17日（月）	14:50~15:35	改正フロン法の概要（対象者別）	

※12/17 及び 1/17 両日とも内容は同様です

【建物解体業者、廃棄物・リサイクル事業者】向け説明会

日付	時間	内容	定員
2021年	14:30~14:50	フロンをとりまく動向（共通）	500名
12月17日（金）	14:50~15:35	改正フロン法の概要（対象者別）	
2022年	10:30~10:50	フロンをとりまく動向（共通）	500名
1月17日（月）	10:50~11:35	改正フロン法の概要（対象者別）	

※12/17 及び 1/17 両日とも内容は同様です

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2021年8月分

August, 2021

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」（平成25年[2013年]10月改定）のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省が委託する民間事業者を通じて報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。
(なお、丁2票については経済産業大臣が別に定める方法（POSデータ等の組替え集計）を併用している)

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、毎四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

甲票の対象を除いた卸売事業所及び丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（12. (3)参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

7. 標本設計

本調査のうち乙票の対象は、経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、甲票、丙票の調査対象事業所及び丁1～4票の調査対象企業の傘下事業所のうち丁調査の要件を満たす事業所分を除外した上で業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本数を決め、無作為で抽出している。

8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。比推定とは、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票を照合し、両月とも報告されている事業所のみ販売額を業種別・従業者規模別（以下「セル別」という）に合計し、対前月比を求め、前月のセル別の販売総額にその比率を乗じ、セル別販売総額を業種別に合計する方法で、算式は下記のとおりである。また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料点小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

	理美容家電	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具など
	季節家電	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、USB扇風機、ハンディファン、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇など
その他	住宅設備家電	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電、センサーライトなど
	その他	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（6、(6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
O T C 医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティーケア（化粧品・小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトペーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2021年8月の家電大型専門店販売額は3697億円、前年同月比で見ると▲18.3%の減少となった。商品別にみると、生活家電が同▲25.1%の減少、カメラ類が同▲24.1%の減少、情報家電が同▲16.2%の減少、AV家電が同▲16.1%の減少となった。一方、通信家電が同4.9%の増加、その他が同1.4%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,697	514	736	236	73	1,725	414	2,607
▲18.3	▲16.1	▲16.2	4.9	▲24.1	▲25.1	1.4	1.7

6. ドラッグストア販売額の動向

2021年8月のドラッグストア販売額は6442億円、前年同月比で見ると0.5%の増加となった。商品別にみると、調剤医薬品が同7.5%の増加、食品が同4.0%の増加、健康食品が同2.6%の増加、その他が同1.7%の増加となった。一方、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同▲7.2%の減少、トイレタリーが同▲2.7%の減少、ビューティケア(化粧品・小物)が同▲1.8%の減少、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同▲1.6%の減少、OTC医薬品が同▲0.6%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

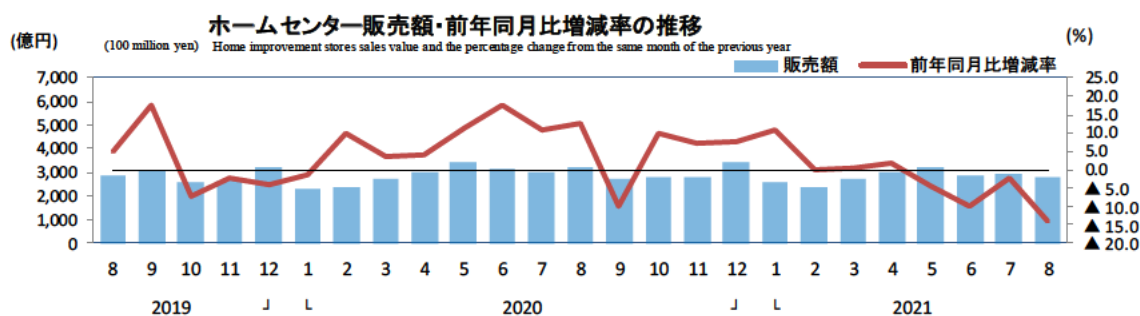
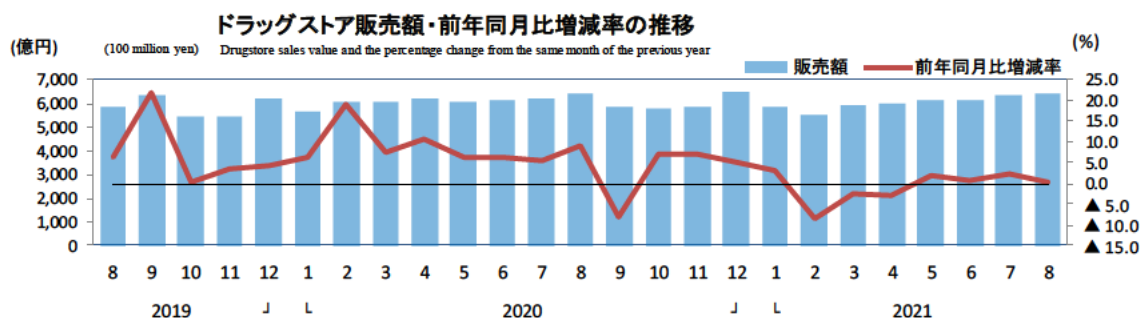
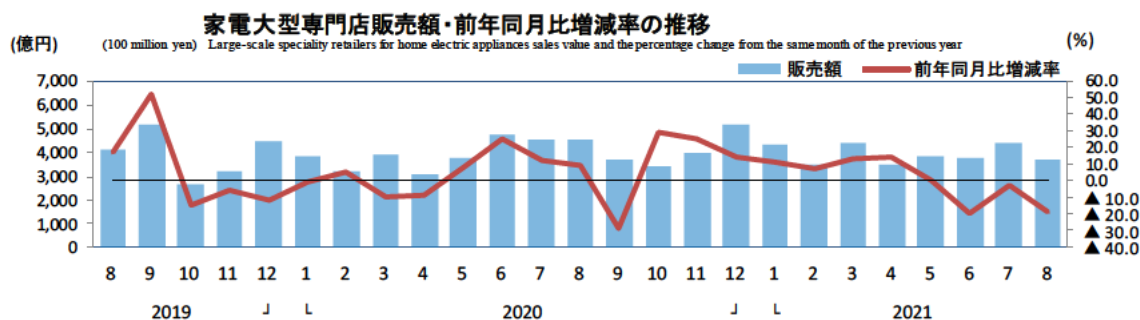
合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ーケア(化粧 品・小物)	トイレタリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
6,442	520	784	457	214	770	566	1,015	1,992	122	17,325
0.5	7.5	▲0.6	▲7.2	2.6	▲1.8	▲2.7	▲1.6	4.0	1.7	3.6

7. ホームセンター販売額の動向

2021年8月のホームセンター販売額は2772億円、前年同月比で見ると▲14.0%の減少となった。商品別にみると、カー用品・アウトドアが同▲25.4%の減少、電気が同▲21.2%の減少、インテリアが同▲20.8%の減少、その他が同▲17.0%の減少、園芸・エクステリアが同▲15.2%の減少、家庭用品・日用品が同▲14.1%の減少、オフィス・カルチャーが同▲11.7%の減少、DIY用具・素材が同▲9.1%の減少、ペット・ペット用品が同▲0.3%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電気	インテリア	家庭用品 ・日用品	園芸・エ クステリア	ペット・ペ ット用品	カー用品 ・アウト ドア	オフィス・ カルチャー	その他	店舗数
2,772	620	179	179	626	412	254	160	104	236	4,367
▲14.0	▲9.1	▲21.2	▲20.8	▲14.1	▲15.2	▲0.3	▲25.4	▲11.7	▲17.0	▲0.5



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
2018年	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	C Y 2018
2019	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2020	47,928	5.1	2,566	72,841	6.6	17,000	34,964	6.8	4,420	2020
2018年度	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	F Y 2018
2019	45,211	2.2	2,546	70,096	7.1	16,450	33,010	0.7	4,356	2019
2020	49,157	8.4	2,566	72,350	3.2	16,969	35,221	6.7	4,374	2020
2020年 4~6月	11,597	9.1	2,564	18,378	7.8	16,615	9,522	10.8	4,372	Q2 2020
7~9	12,748	▲4.6	2,560	18,456	1.8	16,788	8,978	4.0	4,401	Q3
10~12	12,602	21.6	2,566	18,163	6.3	17,000	9,067	8.1	4,420	Q4
2021年 1~3月	12,210	10.9	2,566	17,353	▲2.8	16,969	7,654	3.5	4,374	Q1 2021
4~6	11,126	▲4.1	2,583	18,367	▲0.1	17,225	9,093	▲4.5	4,367	Q2
2020年 6月	4,729	25.6	2,564	6,123	6.4	16,615	3,148	17.3	4,372	Jun 2020
7	4,554	12.1	2,565	6,202	5.5	16,696	3,013	10.6	4,378	Jul
8	4,523	9.5	2,563	6,408	9.0	16,729	3,223	12.5	4,390	Aug
9	3,671	▲29.0	2,560	5,846	▲8.2	16,788	2,742	▲9.9	4,401	Sep
10	3,444	29.0	2,553	5,813	7.2	16,866	2,797	9.7	4,405	Oct
11	4,004	25.3	2,562	5,847	7.0	16,948	2,821	7.3	4,417	Nov
12	5,154	14.7	2,566	6,503	5.0	17,000	3,448	7.6	4,420	Dec
2021年 1月	4,306	11.4	2,564	5,854	3.0	16,904	2,576	10.7	4,411	Jan 2021
2	3,492	7.2	2,565	5,551	▲8.5	16,892	2,344	▲0.1	4,364	Feb
3	4,413	13.6	2,566	5,947	▲2.4	16,969	2,733	0.4	4,374	Mar
4	3,520	14.5	2,577	6,010	▲2.8	17,083	3,034	1.6	4,379	Apr
5	3,820	0.7	2,583	6,182	1.9	17,164	3,228	▲4.7	4,374	May
6	3,786	▲19.9	2,583	6,175	0.8	17,225	2,831	▲10.1	4,367	Jun
7	4,422	▲2.9	2,614	6,339	2.2	17,289	2,940	▲2.4	4,372	Jul
8	3,697	▲18.3	2,607	6,442	0.5	17,325	2,772	▲14.0	4,367	Aug

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティケア (化粧品・小物)	トイレタリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2018年	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	C Y 2018
2019	6,835,625	552,460	900,222	432,996	221,759	1,008,208	628,686	1,027,487	1,942,024	121,783	16,422	2019
2020	7,284,078	595,498	890,608	548,711	226,388	903,560	654,550	1,147,189	2,183,409	134,165	17,000	2020
2018年度	6,466,668	423,618	886,085	426,458	220,080	973,976	609,163	978,895	1,834,009	114,384	15,859	F Y 2018
2019	7,009,551	569,237	908,890	463,886	224,578	1,003,216	639,068	1,068,933	2,008,449	123,294	16,450	2019
2020	7,234,962	598,711	872,350	530,664	225,135	888,375	653,912	1,137,243	2,192,766	135,806	16,969	2020
2020年 4~6月	1,837,751	144,834	215,943	131,273	53,857	217,574	164,313	293,338	582,132	34,487	16,615	Q2 2020
7~9	1,845,599	146,775	223,011	140,785	60,334	225,581	167,643	296,559	549,063	35,848	16,788	Q3
10~12	1,816,309	155,567	218,844	132,993	56,700	231,920	166,867	284,911	534,383	34,124	17,000	Q4
2021年 1~3月	1,735,303	151,535	214,552	125,613	54,244	213,300	155,089	262,435	527,188	31,347	16,969	Q1 2021
4~6	1,836,654	152,390	216,412	124,978	58,284	232,634	164,257	289,126	564,294	34,279	17,225	Q2
2020年 6月	612,344	48,037	72,594	45,543	19,244	76,231	56,306	99,027	183,512	11,850	16,615	Jun 2020
7	620,214	50,151	75,175	48,191	20,025	76,628	56,848	101,211	180,323	11,662	16,696	Jul
8	640,785	48,362	78,952	49,268	20,844	78,468	58,202	103,151	191,507	12,031	16,729	Aug
9	584,600	48,262	68,884	43,326	19,465	70,485	52,593	92,197	177,233	12,155	16,788	Sep
10	581,275	51,483	70,873	42,114	18,716	72,949	52,621	89,865	172,049	10,605	16,866	Oct
11	584,732	48,701	70,533	43,538	18,675	74,565	54,604	90,695	172,496	10,925	16,948	Nov
12	650,302	55,383	77,438	47,341	19,309	84,406	59,642	104,351	189,838	12,594	17,000	Dec
2021年 1月	585,417	48,145	69,775	45,223	18,206	72,289	52,998	91,278	176,500	11,003	16,904	Jan 2021
2	555,146	48,759	69,390	40,495	17,280	65,819	48,996	82,958	171,911	9,538	16,892	Feb
3	594,740	54,631	75,387	39,895	18,758	75,192	53,095	88,199	178,777	10,806	16,969	Mar
4	600,979	52,646	70,854	40,822	18,805	77,181	53,323	92,265	184,017	11,066	17,083	Apr
5	618,194	48,372	72,748	42,582	19,697	77,916	55,201	98,158	191,631	11,889	17,164	May
6	617,481	51,372	72,810	41,574	19,782	77,537	55,733	98,703	188,646	11,324	17,225	Jun
7	633,932	53,058	75,820	42,631	20,694	80,232	56,833	100,840	191,794	12,030	17,289	Jul
8	644,158	52,008	78,448	45,726	21,378	77,032	56,621	101,532	199,183	12,230	17,325	Aug
2018年	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	C Y 2018
2019	5.6	11.1	3.4	3.2	3.0	4.1	3.7	6.2	7.5	6.9	5.0	2019
2020	6.6	7.8	▲1.1	26.7	2.1	▲10.4	4.1	11.6	12.4	10.2	3.5	2020
2018年度	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.8	8.4	7.1	5.4	F Y 2018
2019	7.1	12.9	3.5	9.6	2.9	2.6	4.6	9.2	9.5	6.3	3.7	2019
2020	3.2	5.2	▲4.0	14.4	0.2	▲11.4	2.3	6.4	9.2	10.1	3.2	2020
2020年 4~6月	7.8	6.8	▲2.4	26.6	▲3.0	▲15.2	4.3	14.2	19.6	12.8	3.6	Q2 2020
7~9	1.8	4.8	▲4.1	30.6	▲0.0	▲17.7	▲2.6	4.3	7.7	13.2	3.8	Q3
10~12	6.3	7.1	▲1.6	22.3	6.6	▲4.9	8.6	11.5	8.1	8.8	3.5	Q4
2021年 1~3月	▲2.8	2.2	▲7.8	▲12.6	▲2.3	▲6.6	▲0.4	▲3.7	1.8	5.5	3.2	Q1 2021
4~6	▲0.1	5.2	0.2	▲4.8	8.2	6.9	▲0.0	▲1.4	▲3.1	▲0.6	3.7	Q2
2020年 6月	6.4	7.0	▲0.7	32.1	0.9	▲11.7	4.7	11.8	11.2	15.6	3.6	Jun 2020
7	5.5	7.2	▲1.3	37.6	2.0	▲12.3	3.9	11.0	8.3	12.9	3.7	Jul
8	9.0	4.7	4.9	41.6	5.3	▲9.4	6.5	14.3	12.6	15.0	3.6	Aug
9	▲8.2	2.5	▲15.2	14.0	▲6.9	▲29.6	▲16.1	▲10.4	2.4	11.8	3.8	Sep
10	7.2	10.0	1.9	28.2	9.0	▲3.4	10.6	11.3	6.3	6.7	3.8	Oct
11	7.0	3.1	▲2.5	24.3	8.9	▲3.5	9.6	13.0	9.4	9.9	3.7	Nov
12	5.0	8.1	▲3.6	15.9	2.3	▲7.5	5.9	10.4	8.7	9.7	3.5	Dec
2021年 1月	3.0	4.0	▲8.0	▲5.5	▲4.9	▲7.5	5.8	11.1	10.9	13.4	2.8	Jan 2021
2	▲8.5	▲2.5	▲13.6	▲24.0	▲8.8	▲10.9	▲6.9	▲12.6	▲0.4	▲2.8	2.6	Feb
3	▲2.4	5.0	▲1.6	▲6.1	7.7	▲1.7	0.2	▲7.4	▲4.0	6.0	3.2	Mar
4	▲2.8	1.0	▲2.2	▲0.3	9.7	8.0	▲0.9	▲5.5	▲8.9	2.1	3.6	Apr
5	1.9	8.3	2.6	▲4.9	12.8	11.5	1.8	1.5	▲2.5	0.8	3.7	May
6	0.8	6.9	0.3	▲8.7	2.8	1.7	▲1.0	▲0.3	2.8	▲4.4	3.7	Jun
7	2.2	5.8	0.9	▲11.5	3.3	4.7	▲0.0	▲0.4	6.4	3.2	3.6	Jul
8	0.5	7.5	▲0.6	▲7.2	2.6	▲1.8	▲2.7	▲1.6	4.0	1.7	3.6	Aug

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018 年	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166
2020	286,971	696	65,056	182	82,562	215	142,258	338	48,414	143	64,268	175
2018 年度	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155
2019	283,490	703	60,511	176	78,738	197	133,260	321	45,113	135	59,126	166
2020	281,690	698	65,206	185	82,611	220	142,339	344	48,516	144	64,469	177
2020 年 4～6 月	71,092	697	16,242	176	20,743	205	35,856	329	12,101	135	16,274	170
7～9	72,661	694	16,782	177	21,214	208	36,617	336	12,575	138	16,654	173
10～12	70,626	696	16,462	182	20,817	215	35,001	338	12,106	143	15,885	175
2021 年 1～3 月	67,311	698	15,720	185	19,837	220	34,865	344	11,734	144	15,656	177
4～6	70,524	698	16,971	188	21,842	227	36,999	348	12,808	146	16,944	181
2020 年 6 月	24,781	697	5,559	176	7,043	205	12,227	329	4,166	135	5,577	170
7	24,244	697	5,581	177	7,050	206	12,122	332	4,171	135	5,509	172
8	24,577	695	5,852	177	7,431	206	12,616	335	4,321	137	5,701	173
9	23,840	694	5,349	177	6,733	208	11,879	336	4,083	138	5,444	173
10	23,092	695	5,391	180	6,627	209	11,374	336	3,949	141	5,162	174
11	23,715	695	5,381	180	6,838	215	11,597	337	3,954	141	5,214	175
12	23,819	696	5,690	182	7,352	215	12,030	338	4,203	143	5,509	175
2021 年 1 月	24,186	696	5,476	182	6,769	217	11,975	339	4,119	143	5,452	175
2	22,169	696	5,000	183	6,339	218	11,180	342	3,763	143	5,031	175
3	20,956	698	5,244	185	6,729	220	11,710	344	3,852	144	5,173	177
4	23,426	698	5,522	189	7,117	224	12,291	346	4,175	146	5,580	180
5	22,675	704	5,627	188	7,185	225	12,068	350	4,207	145	5,496	180
6	24,423	698	5,822	188	7,540	227	12,640	348	4,426	146	5,868	181
7	24,026	697	5,917	189	7,724	226	12,774	354	4,567	149	5,918	181
8	25,135	697	6,104	192	8,039	230	13,226	355	4,694	149	6,138	183
2018 年	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2
2020	3.1	▲0.7	11.2	5.8	7.2	10.3	10.6	6.0	11.3	5.1	13.6	5.4
2018 年度	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1
2019	6.6	1.4	9.1	8.6	7.1	3.1	10.2	5.6	10.7	6.3	14.1	7.1
2020	▲0.6	▲0.7	7.8	5.1	4.9	11.7	6.8	7.2	7.5	6.7	9.0	6.6
2020 年 4～6 月	3.9	0.1	12.0	7.3	6.0	7.9	12.9	6.1	12.1	3.8	17.8	9.0
7～9	0.4	▲0.7	6.9	4.7	4.2	8.3	6.8	6.0	7.2	3.8	8.3	8.1
10～12	0.7	▲0.7	11.7	5.8	9.5	10.3	7.9	6.0	10.5	5.1	9.7	5.4
2021 年 1～3 月	▲7.3	▲0.7	1.0	5.1	0.2	11.7	0.2	7.2	0.9	6.7	1.3	6.6
4～6	▲0.8	0.1	4.5	6.8	5.3	10.7	3.2	5.8	5.8	8.1	4.1	6.5
2020 年 6 月	5.1	0.1	14.1	7.3	4.8	7.9	13.0	6.1	12.8	3.8	19.2	9.0
7	4.2	0.4	11.0	6.0	7.4	7.9	9.4	5.1	11.6	3.1	11.9	9.6
8	1.3	▲0.3	11.5	6.0	7.8	7.9	9.2	5.7	8.9	3.8	7.9	8.8
9	▲4.0	▲0.7	▲1.4	4.7	▲2.6	8.3	1.8	6.0	1.6	3.8	5.2	8.1
10	▲7.5	▲0.1	11.9	5.9	5.3	8.3	3.6	5.3	6.9	4.4	3.3	6.7
11	9.8	▲0.7	15.4	5.3	13.4	10.8	13.3	6.0	14.3	4.4	14.6	6.1
12	1.0	▲0.7	8.3	5.8	9.9	10.3	7.3	6.0	10.4	5.1	11.8	5.4
2021 年 1 月	▲1.2	▲0.7	9.7	5.8	5.0	10.2	6.7	5.9	7.8	5.9	8.6	5.4
2	▲9.6	▲0.6	▲4.5	5.8	▲4.1	10.7	▲4.1	6.2	▲2.3	5.9	▲2.3	5.4
3	▲11.1	▲0.7	▲1.8	5.1	0.0	11.7	▲1.6	7.2	▲2.7	6.7	▲2.2	6.6
4	1.1	▲0.7	2.4	7.4	1.9	11.4	1.4	6.8	3.1	7.4	0.9	6.5
5	▲2.0	0.7	6.4	6.8	6.9	10.3	4.8	6.7	8.3	6.6	6.3	5.9
6	▲1.4	0.1	4.7	6.8	7.1	10.7	3.4	5.8	6.2	8.1	5.2	6.5
7	▲0.9	0.0	6.0	6.8	9.6	9.7	5.4	6.6	9.5	10.4	7.4	5.2
8	2.3	0.3	4.3	8.5	8.2	11.7	4.8	6.0	8.6	8.8	7.7	5.8

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715	C Y	2018
95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838		2019
106,420	231	204,086	413	147,610	291	134,334	316	452,654	1,097	372,952	853	730,838	1,871		2020
88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783	F Y	2018
98,586	214	190,476	396	137,313	286	128,620	303	430,512	1,073	353,683	827	751,075	1,802		2019
106,638	236	204,801	422	147,899	295	133,285	320	449,482	1,099	371,144	857	717,236	1,865		2020
26,962	216	51,407	409	37,789	281	33,967	310	113,927	1,083	93,773	836	174,574	1,818	Q2	2020
27,706	219	52,787	412	37,966	282	34,084	311	114,152	1,084	94,414	842	182,614	1,854	Q3	
25,939	231	50,442	413	36,031	291	33,013	316	112,947	1,097	93,249	853	184,881	1,871	Q4	
26,031	236	50,165	422	36,113	295	32,221	320	108,456	1,099	89,708	857	175,167	1,865	Q1	2021
27,561	242	51,971	428	36,838	302	33,541	322	112,733	1,105	93,337	870	184,185	1,870	Q2	
9,164	216	17,668	409	12,693	281	11,572	310	37,920	1,083	31,310	836	58,478	1,818	Jun	2020
8,983	217	17,529	410	12,627	283	11,441	312	38,867	1,079	31,899	840	61,833	1,852	Jul	
9,741	219	18,447	411	13,192	282	11,847	312	39,571	1,083	32,748	841	63,168	1,851	Aug	
8,982	219	16,811	412	12,147	282	10,796	311	35,714	1,084	29,767	842	57,613	1,854	Sep	
8,517	226	16,316	412	11,629	283	10,539	311	36,023	1,090	29,327	846	59,005	1,869	Oct	
8,636	228	16,512	412	11,892	290	10,694	315	36,289	1,093	31,046	852	59,991	1,869	Nov	
8,786	231	17,614	413	12,510	291	11,780	316	40,635	1,097	32,876	853	65,885	1,871	Dec	
9,026	232	17,065	413	12,517	291	11,056	316	36,400	1,098	30,006	855	58,132	1,867	Jan	2021
8,415	233	16,230	416	11,683	292	10,355	317	34,592	1,096	28,825	856	55,211	1,869	Feb	
8,590	236	16,870	422	11,913	295	10,810	320	37,464	1,099	30,877	857	61,824	1,865	Mar	
8,876	239	16,805	425	11,957	298	10,912	323	36,846	1,100	30,364	860	61,045	1,868	Apr	
9,105	241	17,191	428	12,245	300	11,322	323	37,956	1,102	31,430	866	61,884	1,866	May	
9,580	242	17,975	428	12,636	302	11,307	322	37,931	1,105	31,543	870	61,256	1,870	Jun	
9,610	245	18,145	428	12,739	303	11,493	326	39,159	1,107	32,380	869	62,663	1,880	Jul	
10,066	246	19,121	428	13,520	304	12,017	326	39,543	1,107	32,961	871	62,109	1,880	Aug	
4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8	C Y	2018
7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2		2019
12.0	9.5	10.2	5.4	11.1	3.6	7.2	4.3	8.2	2.2	8.5	3.5	▲0.6	1.8		2020
4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6	F Y	2018
10.1	7.5	7.2	4.2	8.5	7.5	7.1	3.4	6.4	2.6	7.1	3.9	7.7	1.1		2019
8.2	10.3	7.5	6.6	7.7	3.1	3.6	5.6	4.4	2.4	4.9	3.6	▲4.5	3.5		2020
15.6	6.4	13.4	7.9	16.3	3.3	9.9	4.7	9.8	2.2	10.0	3.9	▲4.8	1.4	Q2	2020
8.8	7.4	7.3	6.7	7.2	2.5	3.9	5.4	2.8	2.1	4.3	3.4	▲6.1	2.4	Q3	
8.2	9.5	8.5	5.4	7.3	3.6	4.3	4.3	8.6	2.2	7.9	3.5	0.3	1.8	Q4	
0.8	10.3	1.4	6.6	0.8	3.1	▲3.2	5.6	▲2.8	2.4	▲2.0	3.6	▲7.2	3.5	Q1	2021
2.2	12.0	1.1	4.6	▲2.5	7.5	▲1.3	3.9	▲1.0	2.0	▲0.5	4.1	5.5	2.9	Q2	
14.7	6.4	14.8	7.9	15.0	3.3	9.8	4.7	8.6	2.2	8.8	3.9	▲4.3	1.4	Jun	2020
10.0	6.4	9.9	6.2	11.0	3.3	7.2	6.1	7.8	1.9	9.4	3.8	▲1.5	3.2	Jul	
11.3	7.4	11.2	5.9	9.2	2.5	9.5	6.1	12.1	2.3	10.9	3.7	▲1.1	2.3	Aug	
4.9	7.4	1.0	6.7	1.6	2.5	▲4.5	5.4	▲10.1	2.1	▲6.5	3.4	▲15.1	2.4	Sep	
3.2	10.8	3.7	6.2	2.0	2.5	▲1.1	5.1	11.1	2.4	8.1	3.0	3.4	2.5	Oct	
14.0	10.1	12.9	5.6	12.0	4.3	7.5	4.3	9.0	2.4	9.4	3.3	0.4	2.0	Nov	
7.9	9.5	9.0	5.4	8.1	3.6	6.7	4.3	6.0	2.2	6.4	3.5	▲2.4	1.8	Dec	
8.6	9.4	7.8	4.8	9.2	2.8	3.7	4.6	4.1	2.4	4.4	3.6	▲5.0	1.1	Jan	2021
▲2.5	9.9	▲3.0	5.3	▲3.1	3.2	▲8.5	5.0	▲9.7	2.4	▲8.3	3.5	▲14.3	1.5	Feb	
▲3.2	10.3	▲0.2	6.6	▲3.2	3.1	▲4.3	5.6	▲2.3	2.4	▲1.5	3.6	▲2.1	3.5	Mar	
▲1.6	10.6	▲3.0	6.0	▲6.3	5.3	▲3.2	5.9	▲2.5	2.8	▲3.7	3.5	3.3	4.0	Apr	
3.7	11.6	4.7	5.4	▲0.7	6.4	1.7	4.2	▲0.7	2.1	1.6	3.6	8.5	3.7	May	
4.5	12.0	1.7	4.6	▲0.4	7.5	▲2.3	3.9	0.0	2.0	0.7	4.1	4.8	2.9	Jun	
7.0	12.9	3.5	4.4	0.9	7.1	0.5	4.5	0.8	2.6	1.5	3.5	1.3	1.5	Jul	
3.3	12.3	3.7	4.1	2.5	7.8	1.4	4.5	▲0.1	2.2	0.7	3.6	▲1.7	1.6	Aug	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018年	458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231
2019	504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237
2020	548,368	1,141	125,772	343	86,891	189	107,584	220	74,047	152	57,820	148	94,799	246
2018年度	467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233
2019	520,143	1,098	119,636	327	82,032	172	93,315	199	70,554	143	55,409	148	89,472	239
2020	545,855	1,134	124,693	346	86,938	192	108,674	230	74,316	153	56,712	128	94,497	243
2020年4~6月	137,352	1,103	31,417	331	22,281	180	28,202	212	19,452	144	14,463	149	23,381	240
7~9	138,374	1,126	32,177	335	22,157	185	27,578	216	18,540	146	14,748	148	24,305	243
10~12	137,830	1,141	31,447	343	21,564	189	26,772	220	18,240	152	14,420	148	23,952	246
2021年1~3月	132,299	1,134	29,652	346	20,936	192	26,122	230	18,084	153	13,081	128	22,859	243
4~6	137,674	1,151	32,035	358	22,672	199	28,604	243	19,258	162	13,589	131	23,618	248
2020年6月	45,235	1,103	10,764	331	7,329	180	9,456	212	6,161	144	4,949	149	7,825	240
7	46,994	1,116	10,589	333	7,197	182	8,896	214	6,010	144	4,943	149	8,057	242
8	47,534	1,117	11,343	334	7,725	184	9,705	216	6,540	144	5,139	149	8,481	242
9	43,846	1,126	10,245	335	7,235	185	8,977	216	5,990	146	4,666	148	7,767	243
10	44,189	1,130	10,004	338	6,892	187	8,654	211	5,830	149	4,659	147	7,693	244
11	44,605	1,133	10,239	343	6,992	188	8,674	215	5,958	149	4,674	147	7,718	245
12	49,036	1,141	11,204	343	7,680	189	9,444	220	6,452	152	5,087	148	8,541	246
2021年1月	44,475	1,141	10,120	344	7,123	190	8,913	223	6,263	152	4,608	148	7,852	245
2	42,136	1,132	9,455	344	6,865	191	8,600	226	6,071	153	4,141	129	7,202	243
3	45,688	1,134	10,077	346	6,948	192	8,609	230	5,750	153	4,332	128	7,805	243
4	44,978	1,141	10,292	354	7,347	197	9,263	236	6,308	156	4,438	128	7,713	246
5	46,538	1,148	10,873	358	7,678	201	9,665	242	6,476	159	4,576	129	7,979	247
6	46,158	1,151	10,870	358	7,647	199	9,676	243	6,474	162	4,575	131	7,926	248
7	48,089	1,160	11,046	359	7,757	199	9,632	244	6,517	162	4,728	131	8,379	249
8	48,418	1,161	11,538	360	8,006	200	10,332	245	6,604	164	4,824	131	8,755	250
2018年	3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1
2019	5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6
2020	8.7	2.1	8.2	4.6	9.0	11.8	21.0	17.0	6.1	7.0	6.9	3.5	8.8	3.8
2018年度	3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5
2019	7.6	2.2	7.4	3.8	7.8	9.6	11.9	17.1	3.0	6.7	4.4	5.7	7.9	2.6
2020	4.9	3.3	4.2	5.8	6.0	11.6	16.5	15.6	5.3	7.0	2.4	▲13.5	5.6	1.7
2020年4~6月	9.7	1.4	9.1	3.4	12.4	11.1	29.3	24.0	11.0	5.9	7.1	4.9	9.7	2.6
7~9	3.5	1.9	2.1	4.7	5.9	13.5	19.3	26.3	5.6	6.6	2.1	4.2	4.5	3.4
10~12	8.9	2.1	10.0	4.6	5.7	11.8	14.7	17.0	3.3	7.0	8.7	3.5	10.2	3.8
2021年1~3月	▲1.9	3.3	▲3.5	5.8	0.2	11.6	4.4	15.6	1.5	7.0	▲7.8	▲13.5	▲1.3	1.7
4~6	0.2	4.4	2.0	8.2	1.8	10.6	1.4	14.6	▲1.0	12.5	▲6.0	▲12.1	1.0	3.3
2020年6月	8.3	1.4	10.3	3.4	8.7	11.1	25.0	24.0	6.6	5.9	10.1	4.9	10.5	2.6
7	8.6	1.9	5.3	4.4	7.3	11.7	20.3	25.1	8.1	5.9	5.2	4.9	8.1	3.0
8	10.7	1.3	10.0	4.7	12.5	12.2	27.3	26.3	12.7	5.9	7.5	4.9	9.9	3.0
9	▲7.6	1.9	▲8.1	4.7	▲1.6	13.5	10.8	26.3	▲3.4	6.6	▲6.1	4.2	▲3.9	3.4
10	12.0	1.8	7.5	5.0	2.4	13.3	15.9	22.0	1.8	8.0	8.6	2.8	12.5	3.4
11	9.1	1.9	11.7	4.9	6.7	11.9	13.8	17.5	4.2	6.4	10.1	2.8	10.9	4.3
12	6.2	2.1	10.6	4.6	7.9	11.8	14.3	17.0	3.8	7.0	7.4	3.5	7.5	3.8
2021年1月	6.0	2.1	3.2	4.9	7.8	15.2	12.7	13.8	12.1	7.0	▲0.4	2.8	6.5	2.9
2	▲9.3	1.3	▲9.4	4.6	▲3.7	13.0	▲0.2	14.7	▲0.5	7.0	▲13.9	▲11.0	▲9.4	1.7
3	▲1.5	3.3	▲3.9	5.8	▲2.9	11.6	1.2	15.6	▲6.1	7.0	▲8.9	▲13.5	▲0.5	1.7
4	▲3.4	3.4	▲0.3	7.3	▲4.6	15.9	▲1.0	17.4	▲6.3	9.9	▲7.5	▲13.5	▲3.6	2.5
5	2.1	4.5	5.3	8.2	5.9	13.6	3.0	16.3	▲1.3	11.2	▲2.9	▲12.8	5.6	2.5
6	2.0	4.4	1.0	8.2	4.3	10.6	2.3	14.6	5.1	12.5	▲7.6	▲12.1	1.3	3.3
7	2.3	3.9	4.3	7.8	7.8	9.3	8.3	14.0	8.4	12.5	▲4.3	▲12.1	4.0	2.9
8	1.9	3.9	1.7	7.8	3.6	8.7	6.5	13.4	1.0	13.9	▲6.1	▲12.1	3.2	3.3

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896	C Y	2018
165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954		2019
177,959	440	300,569	523	462,085	1,115	91,815	251	83,271	213	121,123	328	392,057	994		2020
155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903	F Y	2018
169,826	432	285,041	508	434,118	1,049	87,044	246	78,221	204	119,800	320	428,711	955		2019
177,578	443	300,625	528	462,932	1,129	91,367	251	83,142	216	119,684	331	382,811	1,011		2020
46,494	436	75,605	512	118,724	1,068	23,579	249	21,484	206	30,371	320	96,059	971	Q2	2020
44,763	438	75,915	517	116,760	1,086	23,139	249	21,025	210	30,566	325	97,104	987	Q3	
43,924	440	76,319	523	114,951	1,115	22,631	251	20,718	213	30,158	328	96,959	994	Q4	
42,397	443	72,786	528	112,497	1,129	22,018	251	19,915	216	28,589	331	92,689	1,011	Q1	2021
44,818	453	76,642	535	119,251	1,158	22,963	260	21,144	221	31,176	334	99,656	1,033	Q2	
14,876	436	24,690	512	38,987	1,068	7,761	249	7,034	206	10,079	320	32,057	971	Jun	2020
14,826	436	25,557	513	39,756	1,072	7,832	248	7,075	206	10,318	322	33,095	979	Jul	
15,757	437	26,275	514	40,751	1,074	8,165	249	7,414	209	10,717	323	33,678	978	Aug	
14,180	438	24,083	517	36,253	1,086	7,142	249	6,536	210	9,531	325	30,331	987	Sep	
13,994	438	24,343	519	36,253	1,097	7,213	250	6,574	210	9,569	324	30,697	993	Oct	
14,106	441	24,212	519	36,631	1,110	7,131	250	6,585	213	9,559	327	30,648	993	Nov	
15,824	440	27,764	523	42,067	1,115	8,287	251	7,559	213	11,030	328	35,614	994	Dec	
14,432	441	24,204	523	37,997	1,120	7,480	252	6,679	213	9,492	329	30,408	1,001	Jan	2021
13,908	441	23,088	524	36,595	1,122	7,168	252	6,417	214	9,080	330	29,650	1,000	Feb	
14,057	443	25,494	528	37,905	1,129	7,370	251	6,819	216	10,017	331	32,631	1,011	Mar	
14,504	444	25,037	531	38,642	1,137	7,407	255	6,896	219	10,153	333	32,681	1,025	Apr	
14,992	448	25,836	534	40,171	1,147	7,789	259	7,133	222	10,624	333	33,585	1,028	May	
15,322	453	25,769	535	40,438	1,158	7,767	260	7,115	221	10,399	334	33,390	1,033	Jun	
15,171	449	26,824	539	41,303	1,165	8,013	262	7,309	221	10,781	333	34,526	1,037	Jul	
15,290	449	27,364	540	41,445	1,167	8,399	264	7,398	222	10,868	336	34,046	1,040	Aug	
9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0	C Y	2018
8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5		2019
7.7	3.0	8.0	4.4	10.1	7.8	8.7	2.0	9.6	5.4	3.8	3.8	▲8.1	4.2		2020
9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9	F Y	2018
9.1	4.9	6.5	3.7	9.7	7.3	8.3	2.9	9.8	4.6	8.8	6.7	1.7	5.8		2019
4.6	2.5	5.5	3.9	6.6	7.6	5.0	2.0	6.3	5.9	▲0.1	3.4	▲10.7	5.9		2020
13.3	3.6	9.2	3.2	13.2	7.3	12.0	3.8	13.1	2.5	3.0	5.6	▲12.6	5.5	Q2	2020
2.3	4.3	2.8	4.9	4.5	7.3	2.9	2.0	4.3	4.5	▲1.5	5.5	▲12.9	5.3	Q3	
4.0	3.0	10.2	4.4	8.6	7.8	7.6	2.0	8.9	5.4	3.1	3.8	▲8.1	4.2	Q4	
▲0.9	2.5	0.1	3.9	0.8	7.6	▲2.0	2.0	▲0.6	5.9	▲4.8	3.4	▲9.1	5.9	Q1	2021
▲3.6	3.9	1.4	4.5	0.4	8.4	▲2.6	4.4	▲1.6	7.3	2.7	4.4	3.7	6.4	Q2	
5.1	3.6	7.2	3.2	7.2	7.3	7.1	3.8	8.3	2.5	1.3	5.6	▲12.8	5.5	Jun	2020
5.8	3.3	7.3	3.4	8.2	6.7	6.2	2.5	8.2	2.5	2.3	5.9	▲9.9	5.5	Jul	
10.0	3.6	9.6	4.0	15.3	6.5	13.5	2.5	15.6	4.0	8.4	5.2	▲4.4	5.4	Aug	
▲8.1	4.3	▲7.6	4.9	▲8.4	7.3	▲9.8	2.0	▲9.4	4.5	▲13.9	5.5	▲23.2	5.3	Sep	
4.3	3.3	13.5	4.8	8.6	8.1	9.7	2.0	11.2	4.5	7.5	4.5	▲6.3	5.6	Oct	
3.8	3.3	9.8	4.4	7.9	8.3	5.3	1.6	7.7	4.9	▲0.0	4.1	▲10.1	5.0	Nov	
3.9	3.0	7.7	4.4	9.1	7.8	7.9	2.0	8.0	5.4	2.3	3.8	▲7.8	4.2	Dec	
8.7	3.0	5.8	4.0	9.3	8.4	5.5	2.0	6.5	6.0	▲3.3	3.5	▲12.2	5.4	Jan	2021
▲5.2	2.8	▲6.4	4.0	▲4.6	8.2	▲7.1	2.4	▲5.8	5.9	▲9.9	4.1	▲12.7	5.0	Feb	
▲5.3	2.5	1.2	3.9	▲1.5	7.6	▲3.8	2.0	▲2.0	5.9	▲1.2	3.4	▲2.2	5.9	Mar	
▲8.0	2.8	▲2.7	4.5	▲3.4	7.7	▲6.9	2.8	▲5.2	6.8	▲0.2	3.4	1.3	7.1	Apr	
▲5.4	2.8	2.6	4.7	1.1	8.0	▲0.9	4.4	▲0.6	7.8	5.0	3.7	5.8	7.5	May	
3.0	3.9	4.4	4.5	3.7	8.4	0.1	4.4	1.2	7.3	3.2	4.4	4.2	6.4	Jun	
2.3	3.0	5.0	5.1	3.9	8.7	2.3	5.6	3.3	7.3	4.5	3.4	4.3	5.9	Jul	
▲3.0	2.7	4.1	5.1	1.7	8.7	2.9	6.0	▲0.2	6.2	1.4	4.0	1.1	6.3	Aug	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018年	229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304
2019	242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309
2020	262,050	634	54,682	133	32,637	92	28,560	70	39,957	80	96,003	199	140,361	312
2018年度	232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304
2019	249,138	623	52,619	128	29,629	87	26,158	67	36,370	79	88,923	195	131,149	308
2020	260,414	634	54,035	136	32,680	95	28,696	72	40,293	80	96,484	194	140,193	316
2020年4~6月	66,776	625	13,912	129	8,394	89	7,400	68	10,457	80	24,858	195	36,230	311
7~9	66,649	630	13,847	131	8,298	90	7,345	69	10,230	80	24,376	197	35,468	310
10~12	65,245	634	13,544	133	8,193	92	7,239	70	10,175	80	24,159	199	35,732	312
2021年1~3月	61,744	634	12,732	136	7,795	95	6,712	72	9,431	80	23,091	194	32,763	316
4~6	65,761	645	13,499	138	8,456	98	7,345	74	10,205	80	24,928	198	35,098	322
2020年6月	22,310	625	4,646	129	2,788	89	2,477	68	3,501	80	8,436	195	12,133	311
7	22,631	624	4,737	131	2,775	89	2,519	68	3,516	80	7,999	195	12,197	311
8	23,331	628	4,838	130	2,899	89	2,534	69	3,517	80	8,705	195	12,255	309
9	20,687	630	4,272	131	2,624	90	2,292	69	3,197	80	7,672	197	11,016	310
10	20,670	631	4,277	133	2,602	90	2,356	69	3,322	80	7,646	197	11,409	310
11	20,661	633	4,267	133	2,627	92	2,292	70	3,163	80	7,665	198	11,141	312
12	23,914	634	5,000	133	2,964	92	2,591	70	3,690	80	8,848	199	13,182	312
2021年1月	20,673	634	4,260	135	2,603	92	2,240	71	3,128	80	7,776	200	10,922	312
2	19,623	633	4,080	135	2,517	93	2,093	71	2,935	80	7,187	199	10,132	315
3	21,448	634	4,392	136	2,675	95	2,379	72	3,368	80	8,128	194	11,709	316
4	21,514	638	4,399	137	2,755	96	2,431	73	3,415	81	7,915	194	11,475	317
5	22,358	637	4,616	138	2,873	97	2,463	74	3,386	80	8,753	195	11,944	321
6	21,889	645	4,484	138	2,828	98	2,451	74	3,404	80	8,260	198	11,679	322
7	22,814	646	4,682	140	2,925	99	2,651	76	3,727	80	8,415	199	12,322	323
8	22,773	645	4,675	140	2,931	100	2,592	76	3,545	80	8,718	201	12,147	324
2018年	4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9
2019	3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6
2020	8.0	3.4	6.9	4.7	14.7	9.5	12.2	1.4	12.7	0.0	10.7	2.1	9.2	1.0
2018年度	3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5
2019	6.0	2.8	8.9	0.0	11.2	3.6	7.4	1.5	10.4	1.3	6.8	2.6	6.7	1.3
2020	4.5	1.8	2.7	6.3	10.3	9.2	9.7	7.5	10.8	1.3	8.5	▲0.5	6.9	2.6
2020年4~6月	9.9	2.0	7.8	1.6	18.7	6.0	17.1	▲1.4	20.3	1.3	16.5	0.5	16.2	2.0
7~9	2.5	3.3	1.0	3.1	8.1	5.9	4.9	0.0	4.1	1.3	2.8	1.0	0.1	0.6
10~12	8.8	3.4	7.2	4.7	14.9	9.5	15.7	1.4	16.1	0.0	13.6	2.1	13.1	1.0
2021年1~3月	▲2.6	1.8	▲4.8	6.3	0.6	9.2	2.1	7.5	3.7	1.3	2.1	▲0.5	▲0.5	2.6
4~6	▲1.5	3.2	▲3.0	7.0	0.7	10.1	▲0.7	8.8	▲2.4	0.0	0.3	1.5	▲3.1	3.5
2020年6月	7.7	2.0	6.2	1.6	13.7	6.0	15.0	▲1.4	18.9	1.3	12.4	0.5	13.9	2.0
7	7.5	1.8	6.7	4.0	15.3	6.0	9.0	▲1.4	5.5	1.3	5.0	0.5	4.5	1.3
8	13.3	2.4	11.8	2.4	16.3	3.5	16.7	0.0	17.4	1.3	16.6	0.0	14.4	0.3
9	▲11.4	3.3	▲13.5	3.1	▲5.6	5.9	▲9.0	0.0	▲8.6	1.3	▲11.1	1.0	▲15.7	0.6
10	13.6	3.4	10.5	4.7	19.3	7.1	22.7	0.0	22.1	1.3	19.0	1.0	18.4	0.6
11	6.8	3.3	4.4	4.7	15.0	9.5	16.5	1.4	18.5	1.3	12.2	1.5	14.1	1.0
12	6.6	3.4	6.9	4.7	11.3	9.5	9.2	1.4	9.4	0.0	10.4	2.1	8.0	1.0
2021年1月	4.1	2.9	0.8	5.5	8.0	8.2	9.5	2.9	11.6	1.3	9.9	2.0	8.0	0.6
2	▲8.8	2.8	▲10.8	5.5	▲4.7	8.1	▲6.5	2.9	▲5.3	1.3	▲2.4	2.1	▲10.6	1.6
3	▲2.5	1.8	▲4.1	6.3	▲0.9	9.2	3.8	7.5	5.5	1.3	▲0.6	▲0.5	2.0	2.6
4	▲3.1	2.4	▲4.4	7.9	▲0.9	9.1	▲3.5	7.4	▲4.3	1.3	▲3.0	▲1.0	▲6.4	2.9
5	0.4	2.1	▲1.0	8.7	1.6	11.5	2.5	8.8	▲0.0	0.0	6.0	0.0	0.9	3.5
6	▲1.9	3.2	▲3.5	7.0	1.4	10.1	▲1.0	8.8	▲2.8	0.0	▲2.1	1.5	▲3.7	3.5
7	0.8	3.5	▲1.2	6.9	5.4	11.2	5.2	11.8	6.0	0.0	5.2	2.1	1.0	3.9
8	▲2.4	2.7	▲3.4	7.7	1.1	12.4	2.3	10.1	0.8	0.0	0.1	3.1	▲0.9	4.9

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92	C Y	2018
76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86		2019
85,276	198	38,496	82	53,081	128	96,439	239	35,258	95	305,297	695	47,926	87		2020
74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86	F Y	2018
78,840	192	36,804	81	49,838	128	91,421	229	32,788	87	292,783	703	44,534	87		2019
85,288	199	38,283	83	53,548	129	96,263	245	35,371	95	297,871	595	47,626	86		2020
22,147	192	10,077	82	13,796	125	25,006	233	9,037	88	79,175	702	12,553	89	Q2	2020
21,756	193	9,741	80	13,514	128	24,452	236	8,895	91	77,076	698	12,243	88	Q3	
21,455	198	9,462	82	13,219	128	24,085	239	8,976	95	75,099	695	11,805	87	Q4	
19,930	199	9,003	83	13,019	129	22,720	245	8,463	95	66,521	595	11,025	86	Q1	2021
21,456	200	9,680	84	13,649	129	24,739	245	9,009	95	70,640	601	11,901	86	Q2	
7,324	192	3,328	82	4,515	125	8,299	233	3,002	88	25,880	702	4,094	89	Jun	2020
7,292	192	3,255	80	4,511	125	8,061	233	2,920	88	25,573	699	4,043	89	Jul	
7,504	193	3,471	80	4,814	127	8,715	234	3,133	90	26,319	698	4,268	89	Aug	
6,960	193	3,015	80	4,189	128	7,676	236	2,842	91	25,184	698	3,932	88	Sep	
6,845	195	3,038	81	4,256	128	7,764	237	2,849	94	24,619	698	3,808	87	Oct	
6,743	196	2,983	81	4,248	128	7,660	239	2,832	95	23,628	699	3,726	87	Nov	
7,867	198	3,441	82	4,715	128	8,661	239	3,295	95	26,852	695	4,271	87	Dec	
6,660	198	3,020	82	4,354	129	7,480	239	2,878	95	21,886	594	3,718	86	Jan	2021
6,365	198	2,860	82	4,343	128	7,117	237	2,710	93	21,002	595	3,483	86	Feb	
6,905	199	3,123	83	4,322	129	8,123	245	2,875	95	23,633	595	3,824	86	Mar	
7,044	201	3,186	83	4,357	129	8,252	245	2,951	95	23,578	595	3,904	86	Apr	
7,294	200	3,325	84	4,816	129	8,315	245	3,042	95	24,035	595	4,089	86	May	
7,118	200	3,169	84	4,476	129	8,172	245	3,016	95	23,027	601	3,908	86	Jun	
7,502	202	3,300	84	4,663	129	8,444	246	3,110	95	24,013	601	4,031	86	Jul	
7,387	202	3,368	84	4,915	129	8,847	247	3,204	95	24,221	601	4,027	85	Aug	
2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7	C Y	2018
4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0		2019
10.9	3.7	6.8	1.2	9.2	0.0	7.6	3.0	10.3	6.7	6.3	▲1.4	9.8	1.2		2020
2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2	F Y	2018
6.2	3.8	7.1	2.5	7.6	5.8	5.9	2.2	7.1	2.4	5.9	2.2	3.2	1.2		2019
8.2	3.6	4.0	2.5	7.4	0.8	5.3	7.0	7.9	9.2	1.7	▲15.4	6.9	▲1.1		2020
15.8	1.6	11.0	3.8	12.8	2.5	10.6	4.5	13.9	1.1	8.4	0.3	13.9	3.5	Q2	2020
4.1	2.7	▲0.0	1.3	2.6	0.8	1.4	4.9	4.5	4.6	3.2	▲0.3	6.4	2.3	Q3	
13.5	3.7	7.9	1.2	11.3	0.0	10.5	3.0	12.3	6.7	5.6	▲1.4	10.5	1.2	Q4	
0.1	3.6	▲2.3	2.5	3.7	0.8	▲0.8	7.0	1.4	9.2	▲10.0	▲15.4	▲2.6	▲1.1	Q1	2021
▲3.1	4.2	▲3.9	2.4	▲1.1	3.2	▲1.1	5.2	▲0.3	8.0	▲10.8	▲14.4	▲5.2	▲3.4	Q2	
13.0	1.6	8.9	3.8	6.3	2.5	10.2	4.5	13.1	1.1	7.3	0.3	11.1	3.5	Jun	2020
7.9	2.1	4.8	0.0	7.7	5.0	6.6	4.5	7.8	1.1	3.1	▲1.1	7.9	0.0	Jul	
12.8	2.7	10.2	0.0	15.5	3.3	10.2	4.5	11.7	3.4	10.7	▲0.4	13.3	3.5	Aug	
▲7.0	2.7	▲13.6	1.3	▲13.1	0.8	▲11.3	4.9	▲5.2	4.6	▲3.6	▲0.3	▲1.6	2.3	Sep	
19.0	3.7	13.3	1.3	17.2	▲0.8	16.3	4.4	12.1	5.6	9.4	▲0.3	12.8	1.2	Oct	
14.4	3.7	6.0	1.3	11.0	0.8	9.6	3.0	11.0	6.7	4.1	▲0.1	9.7	1.2	Nov	
8.4	3.7	5.1	1.2	6.5	0.0	6.5	3.0	13.6	6.7	3.8	▲1.4	9.3	1.2	Dec	
8.5	3.1	4.9	1.2	11.2	1.6	4.9	3.5	9.4	6.7	▲6.4	▲15.6	5.1	0.0	Jan	2021
▲6.9	3.1	▲9.6	2.5	2.9	0.8	▲8.2	2.6	▲4.0	4.5	▲14.4	▲15.5	▲8.7	0.0	Feb	
▲0.6	3.6	▲1.6	2.5	▲2.1	0.8	1.3	7.0	▲0.7	9.2	▲9.2	▲15.4	▲3.8	▲1.1	Mar	
▲5.5	4.7	▲5.2	3.8	▲6.0	3.2	▲1.8	4.7	▲2.4	6.7	▲13.2	▲15.4	▲8.6	▲1.1	Apr	
▲1.0	4.2	▲1.9	5.0	3.7	3.2	0.2	4.7	1.1	6.7	▲8.0	▲15.4	▲2.3	▲1.1	May	
▲2.8	4.2	▲4.8	2.4	▲0.9	3.2	▲1.5	5.2	0.5	8.0	▲11.0	▲14.4	▲4.5	▲3.4	Jun	
2.9	5.2	1.4	5.0	3.4	3.2	4.8	5.6	6.5	8.0	▲6.1	▲14.0	▲0.3	▲3.4	Jul	
▲1.6	4.7	▲3.0	5.0	2.1	1.6	1.5	5.6	2.3	5.6	▲8.0	▲13.9	▲5.6	▲4.5	Aug	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
2018年	57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71	C Y 2018
2019	58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77	2019
2020	63,653	126	96,435	185	67,888	123	66,371	124	84,361	196	26,764	78	2020
2018年度	57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74	F Y 2018
2019	59,486	122	89,903	179	64,109	123	62,841	121	80,292	194	28,101	78	2019
2020	63,557	126	96,068	173	66,879	119	66,286	125	83,892	195	26,095	75	2020
2020年4～6月	16,285	125	24,944	181	17,728	123	17,063	121	21,625	194	6,717	77	Q2 2020
7～9	16,453	126	24,894	181	17,275	123	17,170	122	21,790	194	6,750	80	Q3
10～12	15,946	126	24,040	185	16,688	123	16,526	124	20,926	196	6,511	78	Q4
2021年1～3月	14,873	126	22,190	173	15,188	119	15,527	125	19,551	195	6,117	75	Q1 2021
4～6	16,122	126	23,850	173	16,367	119	16,423	126	21,431	199	6,741	74	Q2
2020年6月	5,381	125	8,122	181	5,810	123	5,533	121	7,140	194	2,264	77	Jun 2020
7	5,461	126	8,331	180	5,790	123	5,771	122	7,472	194	2,359	79	Jul
8	5,747	126	8,605	181	6,059	123	5,991	122	7,420	194	2,224	80	Aug
9	5,245	126	7,958	181	5,426	123	5,408	122	6,898	194	2,167	80	Sep
10	5,124	126	7,746	180	5,381	123	5,311	123	6,697	196	2,040	79	Oct
11	4,988	126	7,501	183	5,232	123	5,183	124	6,595	196	2,106	78	Nov
12	5,834	126	8,793	185	6,075	123	6,032	124	7,634	196	2,365	78	Dec
2021年1月	5,038	125	7,513	172	5,107	119	5,355	124	6,551	194	2,030	77	Jan 2021
2	4,677	125	6,985	172	4,789	119	4,856	124	6,231	193	1,992	77	Feb
3	5,158	126	7,692	173	5,292	119	5,316	125	6,769	195	2,095	75	Mar
4	5,297	126	7,874	175	5,384	118	5,427	126	6,955	195	2,291	75	Apr
5	5,513	126	8,198	172	5,662	118	5,653	126	7,311	198	2,242	75	May
6	5,312	126	7,778	173	5,321	119	5,343	126	7,165	199	2,208	74	Jun
7	5,522	126	8,054	175	5,518	119	5,593	126	7,313	199	2,143	74	Jul
8	5,549	126	8,193	175	5,597	119	5,761	127	7,513	199	2,235	73	Aug
2018年	3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5	C Y 2018
2019	2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6	2019
2020	9.2	3.3	9.8	3.4	8.2	▲0.8	7.3	2.5	7.1	1.0	▲3.4	1.3	2020
2018年度	3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3	F Y 2018
2019	3.9	2.5	5.5	2.3	5.5	2.5	3.3	0.8	3.6	1.0	10.5	5.4	2019
2020	6.8	3.3	6.9	▲3.4	4.3	▲3.3	5.5	3.3	4.5	0.5	▲7.1	▲3.8	2020
2020年4～6月	10.9	5.0	12.0	2.8	12.5	2.5	9.8	0.8	9.9	1.6	▲5.7	1.3	Q2 2020
7～9	6.5	6.8	6.8	2.8	5.0	1.7	4.5	1.7	4.2	2.1	▲10.3	6.7	Q3
10～12	10.9	3.3	10.4	3.4	6.3	▲0.8	8.3	2.5	6.3	1.0	▲2.4	1.3	Q4
2021年1～3月	▲0.6	3.3	▲1.6	▲3.4	▲6.2	▲3.3	▲0.5	3.3	▲2.3	0.5	▲9.9	▲3.8	Q1 2021
4～6	▲1.0	0.8	▲4.4	▲4.4	▲7.7	▲3.3	▲3.8	4.1	▲0.9	2.6	0.4	▲3.9	Q2
2020年6月	8.7	5.0	9.7	2.8	10.6	2.5	7.2	0.8	10.2	1.6	▲3.3	1.3	Jun 2020
7	8.2	5.9	9.3	1.7	7.5	1.7	7.2	1.7	8.6	2.1	▲8.5	3.9	Jul
8	13.8	5.9	13.3	2.8	11.9	2.5	10.5	1.7	9.8	1.6	▲5.4	5.3	Aug
9	▲2.0	6.8	▲1.6	2.8	▲4.2	1.7	▲4.0	1.7	▲5.1	2.1	▲16.6	6.7	Sep
10	16.0	6.8	13.4	1.1	9.1	1.7	10.8	2.5	8.5	2.1	▲3.3	3.9	Oct
11	9.0	3.3	8.8	2.2	5.5	0.0	7.9	2.5	5.5	1.0	▲0.9	1.3	Nov
12	8.3	3.3	9.3	3.4	4.6	▲0.8	6.7	2.5	5.1	1.0	▲2.8	1.3	Dec
2021年1月	6.3	2.5	6.5	▲3.9	0.0	▲3.3	8.5	2.5	2.7	0.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲8.0	3.3	▲10.7	▲3.9	▲12.2	▲3.3	▲8.3	2.5	▲7.9	0.0	▲17.4	▲1.3	Feb
3	0.3	3.3	0.1	▲3.4	▲6.1	▲3.3	▲1.2	3.3	▲1.6	0.5	0.5	▲3.8	Mar
4	▲3.6	3.3	▲6.4	▲2.2	▲9.9	▲4.1	▲6.7	3.3	▲5.4	0.5	▲2.7	▲5.1	Apr
5	1.9	1.6	▲2.5	▲4.4	▲4.7	▲4.1	▲1.1	4.1	2.5	2.1	6.8	▲1.3	May
6	▲1.3	0.8	▲4.2	▲4.4	▲8.4	▲3.3	▲3.4	4.1	0.4	2.6	▲2.5	▲3.9	Jun
7	1.1	0.0	▲3.3	▲2.8	▲4.7	▲3.3	▲3.1	3.3	▲2.1	2.6	▲9.2	▲6.3	Jul
8	▲3.4	0.0	▲4.8	▲3.3	▲7.6	▲3.3	▲3.8	4.1	1.3	2.6	0.5	▲8.7	Aug

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

3 新食第 9 8 1 号
3 新食第 9 7 8 号
3 新食第 9 8 0 号
3 新食第 9 8 5 号
3 消安第 4 2 6 1 号
3 消安第 4 2 6 0 号
3 畜産第 1 0 2 1 号
令和 3 年 1 1 月 1 0 日

日本チェーンドラッグストア協会会長

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ長
食品流通課長
食品製造課長
外食・食文化課長
消費・安全局食品安全政策課長
動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

本日、秋田県下の家きん飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたところであり（別添 1 プレスリリース参照）、現在、秋田県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

食品安全委員会は「我が国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。」と公表しているところであり、食品安全委員会ホームページ（<https://www.fsc.go.jp/>）においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております（別添 2 「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照）。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに掲載していくほか、家きんの肉及び卵の安全性に関する消費者、流通業者及び製造業者への情報提供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの肉及び卵の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

秋田県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本日（11月10日（水曜日））、秋田県横手市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：秋田県横手市

飼養状況：採卵鶏（約14.3万羽）

2. 経緯

（1）昨日（11月9日（火曜日））、秋田県は、同県横手市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

（2）同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

（3）本日（11月10日（水曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- （1）当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、
- （2）農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- （3）半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 政務を秋田県に派遣する等により、秋田県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の課長補佐級職員を現地に派遣。
6. 秋田県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。

9.関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.その他

(1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html(外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

< 添付資料 >

[総理指示\(PDF : 54KB\)](#)

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

鳥インフルエンザについて^(注) 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は**鳥の受容体とは異なること**
- ・ ウイルスは酸に弱く、**胃酸で不活化**されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ **海外への渡航の場合は、注意が必要です。** → [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。 → [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。

〔補足〕

海外（主に東南アジア等）への渡航の場合は、以下の注意が必要です。

1. 海外（主に東南アジア等）ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、本病に感染した鶏の羽をむしる・解体するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、感染しても特に症状を示さないアヒルと直接接触したときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの生の血液を使用した料理を食べたときなどが考えられると報告されています。さらに、中国ではH7N9亜型（注1）の低病原性鳥インフルエンザが流行し、主として家きんと接触したヒトへ感染した例が確認されています。

そのため、海外へ渡航の際は生きた鶏など家きんのいる市場や家きんを解体している場所への立入りは避け、万一、鳥と接触した場合には手をよく洗ってください。

2. 鶏などの家きんに鳥インフルエンザ（注2）等が集団発生している地域（東南アジア等）では、鶏肉や鶏卵を含む、家きんの肉や家きん由来製品については、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理（全ての部分が70℃に到達すること）や適切な取扱いをすることが必要です。

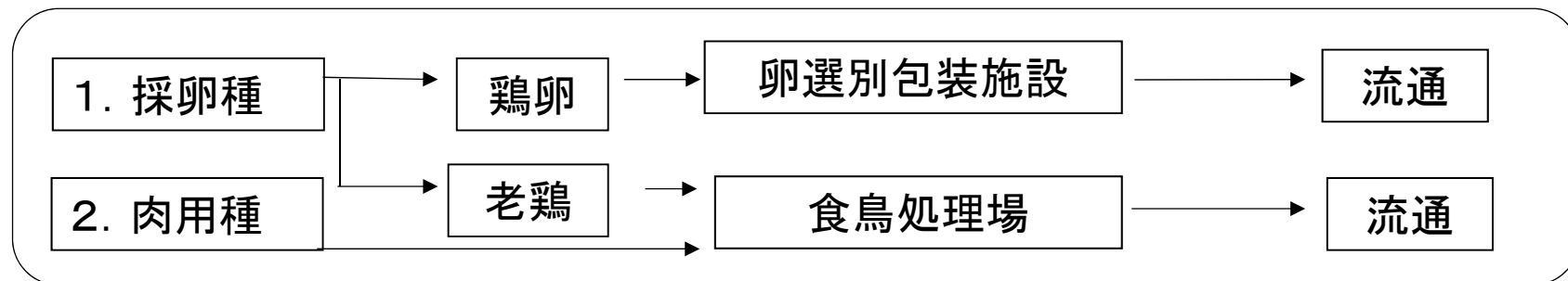
注1) H7N9は鳥には低病原性ですが、ヒトでは重症化することもあります。

2) 高病原性鳥インフルエンザは、H5N1のほか、H5N2、H5N8、H7N3、H7N7等が確認されています。

3) 最近までのWHO等による情報を確認して更新しました。

〔参考情報〕

1. 我が国においては、鳥インフルエンザが発生した場合には、感染鶏や同一農場の鶏は全て殺処分されるなどの家畜防疫上の措置が行われるため、本病に感染した鶏等が市場に出回ることはありません。
2. さらに、我が国で生産される鶏肉・鶏卵は、以下の安全のための措置が講じられています。
 - 国産の鶏卵は、通常、厚生労働省の定める「衛生管理要領」に基づき、卵選別包装施設(GPセンター)において、次亜塩素酸ナトリウムを含む洗浄水で洗卵・消毒されています。
 - 国産の鶏肉は、食鳥処理場において生体検査が実施されています。このため、病気にかかっている疑いのある鶏は食用にされません。



あなたの役割を果たしていますか？

容器包装リサイクル法

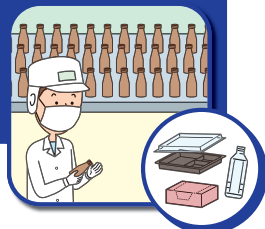
一部でも関わっている事業は？

容器・包装を利用する
中身製造事業者



- 食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造事業者

容器の製造事業者



- ガラスびん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者

小売・卸売事業者



- 商品を販売する際に容器や包装を利用する事業者

輸入事業者



- 容器の輸入、容器や包装が付いた商品の輸入、輸入後に容器や包装を付ける場合、など

学校法人、宗教法人、
テイクアウトができる
飲食店など



はい

事業規模は？

製造業等

売上高 **2億4,000万円超** または 従業員 **21人以上**

商業、サービス業

売上高 **7,000万円超** または 従業員 **6人以上**

はい

容器包装の素材は？

ガラスびん

PETボトル

紙

プラスチック

はい

[リサイクル(再商品化)の義務]を負う可能性があります

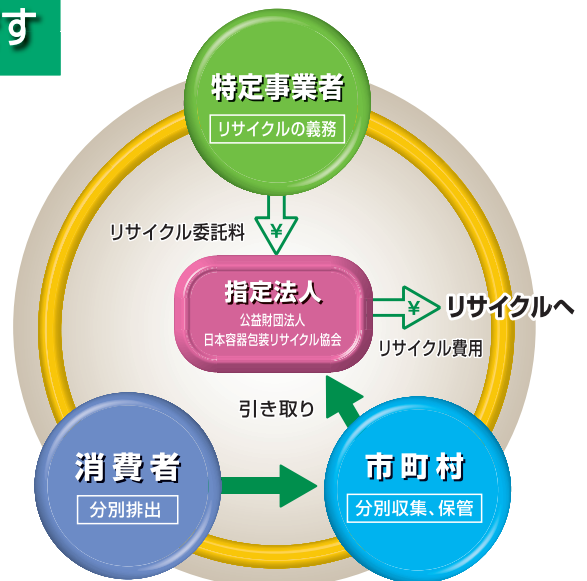
リサイクル費用の負担が、事業者の役割です

消費者、市町村、事業者すべての人々が連携しつつ、それぞれの役割を分担する——
それが、「容器包装リサイクル法」の基本理念です。
事業者の役割は、[リサイクル(再商品化)の義務]。
リサイクル費用を負担することで、その義務を果たすことができます。
リサイクルの委託契約は、指定法人である
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、受け付けています。

- 再商品化義務を怠ると、罰則規定が適用されます。
主務大臣(※1)からの指導・助言、勧告、公表、命令を経た上で、従わなかった場合には最大100万円の罰金
- 帳簿記載の義務があります。
特定事業者(※2)は帳簿を備え、販売商品に用いた容器や包装、あるいは製造・輸入した容器について1年ごとに記載し、5年間保存することが義務づけられています。(容リ法第38条)なお、記載形式は自由です。
【推奨記載例:パンフレット「容器包装リサイクル法(経済産業省)」】のP14-15
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/youri_0612.pdf

※1 主務省は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省。

※2 「容器包装リサイクル法」では、その事業において、容器を利用・製造(輸入を含む)する事業者や、包装を利用する事業者(小規模事業者等を除く)を「特定事業者」といいます。



家庭からでるごみの約60%を、容器・包装ごみが占めています(容積比)。ごみを資源に甦らせ、未来の地球を守るために、平成7年6月「容器包装リサイクル法」が公布(12年4月完全施行)されました。

令和4年度の再商品化委託申込み受付のご案内

お申込み期間 **令和3年12月7日～令和4年2月10日**

お申込みに関するお願い

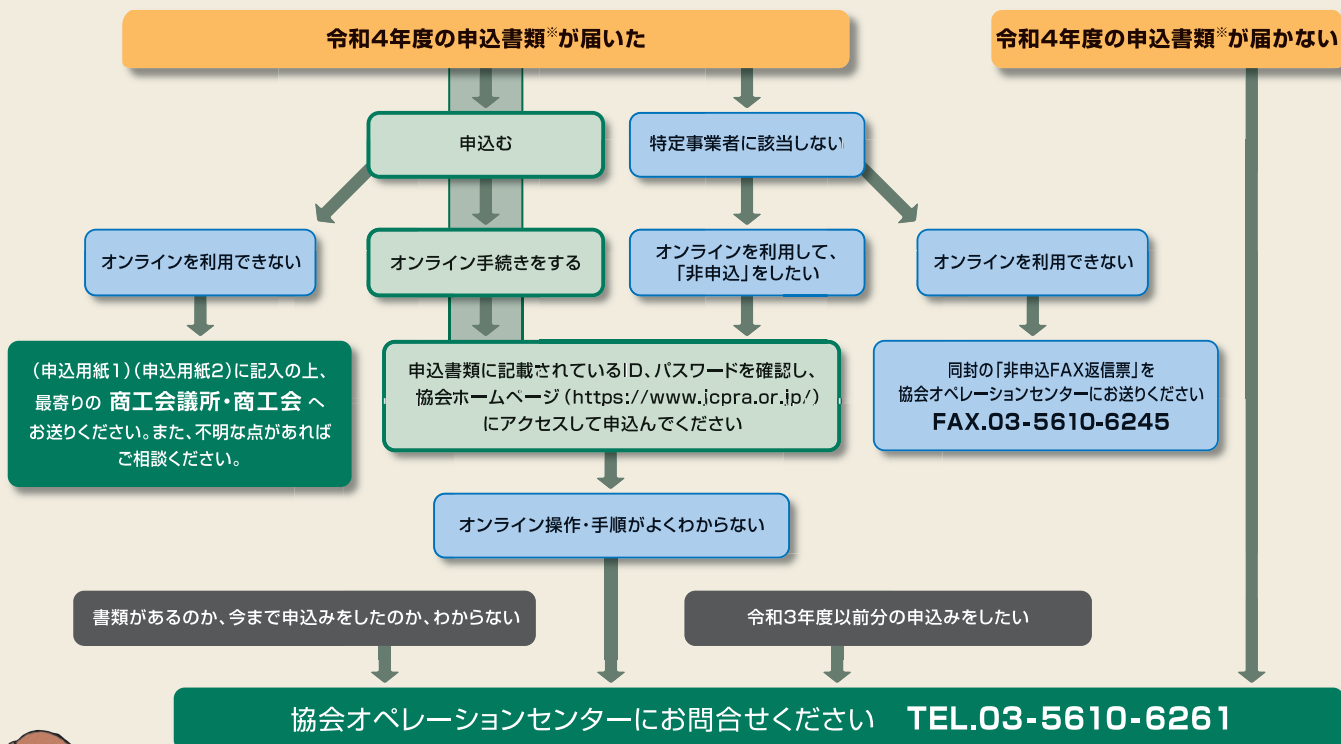
① オンライン申込みに関して

現在、オンラインでお申込みいただいている事業者は全体の70%程度まで増えてきておりますが、更なるご協力をお願いいたします。オンライン申込みは、業務の効率化や資源・経費の削減につながり、再商品化事業に係るコスト削減に寄与することになります。これまで紙ベースで申込みされていた特定事業者の方にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

② お間違いのないようお申込みください

最近、申込みの間違いが多くなっております。過年度分の申込み間違いに気が付き、その分の委託費用について返還要請をいただいても返還することはできません(その年度内の申込みであれば可能です)。再商品化事業は、単年度・単年度で事業が完結され、契約が終了となります。運営上の原則ですので、申込みの際にはお間違いのないよう充分にご注意ください。

お申込み方法・お問合せ先



法律の内容、しくみなどが、よくわからない

協会コールセンターにお問合せください **TEL.03-5251-4870**
または協会ホームページ (<https://www.jcpra.or.jp/>) をご覧ください

ご注意ください

- 特定事業者に該当しない場合でも、非申込の手続きをお願いします。
- 受付時間はオペレーションセンター、コールセンターともに 9:30～17:30です。(土日祝日、年末年始休業期間を除く)

協会ホームページについて

トップページをリニューアルしました。内容も順次更新します。

- ◎ 第22回JAPANドラッグストアショーオフィシャルサイトオープン(2021.10.11)
(ニュースリリース)環境省「選ぼう! 3Rキャンペーン 2021」を応援団体として支援(2021.10.4)

事務局だより

- ・ 新型コロナウイルスの感染が終息の様相を示しています。11月となり、寒さも徐々に強まりますが、どうかこのままと願います。しかし、世界的にはいまだに毎日何十万人もの新規感染者が報告されています。ワクチン接種が発展途上国にも広がることを期待します。
- ・ 第49回衆議院議員選挙は10月31日に投開票でした。小選挙区の立候補者26名を推薦決定した事務連絡文書を会員企業の皆様に送り、支援をお願いしました。結果は、21名の当選でした。残念ながら、自民党の立候補者5名が落選しました。新型コロナウイルス失政下での戦いが厳しかったようです。自民党ではトータルで大物政治家も含め20議席を減らしました。しかし、第2党の立憲民主党も18議席を失い、増えた政党と言えば日本維新の会でした。11議席から37議席と大幅な増加で、第3党となりました。有権者の、政治を変えてほしいという願いのよりどころとなったと思われます。ウイズコロナの中、壊滅的な打撃を受けた飲食店や観光業が元気づくような社会を作ってほしいと思います。
- ・ 10月22日、初めての完全リモート開催で、業務執行理事会と業界発展会議の合同会議と、理事会を行ないました。新型コロナウイルスは下火となりましたが、池野会長の発案で、オンラインを利用した会議室を使用しない会議の開催でした。まだ、評価は出ていませんが、11月12日の業務執行理事会は午後が報告会ということもあり、全員リアル参加となっています。効果的な会議運営を模索中です。
- ・ 2021年も、あと1か月あまりとなりました。そろそろ、10大ニュースや流行語大賞なども話題となるころでしょうか。東京オリンピック&パラリンピック、大谷フィーバーなどなど。興味深いです。

発行日	2021年11月22日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-10 名和ビル 5階
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	(サポートセンター) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階 TEL: 045(474)1311 FAX: 045(474)2569
	HP: https://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp